

木更津市新火葬場整備運営事業

入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）

- ・ 木更津市新火葬場整備運営事業 入札説明書等について、平成30年10月11日までにお寄せいただいた質問に対する回答を公表します。
- ・ お寄せいただいた質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

平成30年11月9日

木更津市

木更津市新火葬場整備運営事業

■入札説明書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問	回答	
1	3	第2	1	(6)	イ	事業実施スケジュール(予定)	事業スケジュールは入札説明書に記載された通り予定であり、諸官庁協議や諸官庁手続き等の理由で期間が変更になる場合はその延伸のリスクは事業者の責ではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、諸官庁協議や諸官庁手続き等において、必要な資料の提供その他の協力が事業者に求められる場合、それらが十分に得られず、事業スケジュールを延伸することとなれば、事業者の責となります。	
2	3	第2	1	(6)	イ	事業実施スケジュール(予定)	事業者提案により、本施設の供用開始時期が早まった場合、維持管理・運営期間についても短縮されるとの理解でよろしいでしょうか。 例) 供用開始時期が平成34年10月の場合 →維持管理・運営期間の最終月:平成50年1月	ご理解のとおりです。	
3	3	第2	1	(6)	イ	事業実施スケジュール	本施設の引渡しが平成34年12月とありますが、1か月単位での短縮期間を明確にする意味で、月初・月末などの時期を明確にしてくださいでしょうか。	本施設の引渡しは月初となります。	
4	3	第2	1	(6)	イ	※注3	事業実施スケジュール(仮)	事業者提案により施設の供用開始時期が早まった場合でも、維持管理・運営期間は、供用開始月から15年4か月とするとあります。仮に供用開始が2か月前倒しの10月となった場合のサービス購入費のお支払回数、期間はどのようにお考えでしょうか。例えば、総回数61回に変更して、第1回は10月から12月の3か月分、第2回から60回は四半期毎(3か月分)、61回目は10月から翌1月の4か月分となるのでしょうか。	左記の場合、支払回数は、平成34年10月から平成34年12月までを第1回、平成35年1月から平成35年3月までを第2回とし、以降3か月ごとに、平成50年1月を最終回とした計62回となります。併せて、様式8-5及び8-6の修正版を参照ください。
5	5	第2	2	(1)	エ		既存施設(現火葬場)の解体・撤去等業務	既存施設の解体・撤去工事には工事監理企業の監理業務は不要と考えてよろしいでしょうか。解体工事の発注図書がないため監理業務は不要と考えます。お教えください。	事業者側において、適切に対応してください。
6	5	第2	2	(1)	エ	(f)	廃棄物の処分業務	提出いただいた既存火葬場の各資料から類推できない廃棄物があった場合は精算の対象となると考えてよろしいでしょうか。お教えください。	ご理解のとおりです。
7	5	第2	2	(2)	イ		物品販売収入	物品販売による収入は事業者から委託を受ける構成員又は協力企業、若しくは当該構成員又は協力企業から委託を受ける第三者の収入とすることは認められますでしょうか。	可とします。
8	6	第3	1	エ			入札参加者の備えるべき参加資格要件	代表企業でない構成員及び協力企業が貴市より名停止措置を受けた場合は、指名停止措置を受けた構成員又は協力企業が応札グループから脱退すれば、グループとして応札できますでしょうか。	代表企業でない構成員及び協力企業が市より指名停止措置を受けてからの、当該構成員及び協力企業の変更は認められません。
9	6	第3	1	エ			入札参加者の備えるべき参加資格要件	ただし、代表企業でない構成員及び協力企業について「やむを得ない事情」とは、貴市より入札参加停止の措置を受けることは、該当しますか。	やむを得ない事情とは、個別の案件により判断することとなります。
10	6	第3	1	エ			入札参加者の備えるべき参加資格要件	やむを得ない事情が生じた場合は、「市と協議」とは、当該構成員または、協力企業を追加・変更すること。提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行うこと。と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	7	第3	1	(1)	オ		入札参加者の構成等	フィナンシャルアドバイザーや保険アドバイザー等のコンサルタントはこれに当たらないとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	7	第3	1	(2)	オ	(f)	入札参加者の参加資格要件	建設業の許可区分に造成工事はありませんが、土木一式工事及びとび・土工・コンクリート工事の許可を受けているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	7	第3	1	(2)	オ	(f)	入札参加の参加資格要件	造成工事に係る許可を受けていることとありますが、土木工業につき特定建設業の許可を受けていることという認識でよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問に対する回答No. 12を参照ください。
14	7	第3	1	(2)	オ	(f)	入札参加者の参加資格要件	「建設業法第3条第1項の規定に基づき造成工事に係る許可を受けていること。」とありますが、土木工業、とび・土工工業の許可を有していれば要件を満たしているとの解釈で宜しいでしょうか。ご教示願います。	入札説明書に関する質問に対する回答No. 12を参照ください。
15	8	第3	1	(3)	キ		入札参加者の制限	直近一年分の国税、地方税等の滞納しているものとありますが、消費税等の分納はこれに当たらないとの事で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	9	第3	1	(4)			参加資格の確認及び失格要件	本契約締結までの期間に…とありますが、これは入札参加者内、構成員、協力企業すべての企業と認識して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

木更津市新火葬場整備運営事業

■入札説明書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問	回答	
17	9	第3	1	(5)	エ	SPCの設立	SPCの株式の譲渡若しくは担保権の設定に関し、SPCに融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、貴市は合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと考えてよろしいでしょうか？	原則として承諾を与える想定ですが、融資契約及び担保権設定契約の内容を確認したうえで、判断します。	
18	9	第3	2	(2)		予定価格	予定価格6,833,458千円には、インフラ整備費（中圧管敷設）は、含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	含まれています。	
19	9	第3	2	(2)		予定価格	予定価格6,833,458千円には、用地取得費は、含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	含まれておりません。	
20	9	第3	2	(2)		予定価格	予定価格6,833,458千円には、既設火葬炉解体工事のダイオキシン対策費が含まれていますか。	ご理解のとおりです。	
21	9	第3	2	(2)		予定価格	予定価格6,833,458千円には、既設火葬炉解体工事のアスベスト撤去処分費が含まれていますか。	ご理解のとおりです。	
22	10	第4	2	(1)		入札説明書等に関する質問に対する回答・公表（第1回）	入札説明書等に関する質問に対する回答・公表（第1回）が11月5日となっていますが、参加表明手続きに関する質問に対しては、可能な限り早期に回答いただけますでしょうか。	ご意見として承ります。	
23	12	第4	2	(2)	エ	入札説明書等に関する質問の受付	第1回の質問回答を踏まえ、SPCに融資をする金融機関も第2回の質問についても参加させていただきたいと思っておりますので、入札参加者の代表企業以外にも質問をさせていただく機会をいただけませんか？	不可とします。 入札参加者の代表企業が質問を取りまとめ、市に提出してください。	
24	12	第4	2	(2)		提出書類	代表企業において、申請書類の印ですが、委任状（復代理人）を提出すれば、参加表明書、参加資格申請書等は復代理人の印でよろしいでしょうか？ 貴市登録印弊社状況 本社長実印から千葉営業所長（復代理人）	ご理解のとおりです。	
25	12	第4	2	(2)		提出書類	製本1部は、2-1～2-6まで袋とじし割り印は必要でしょうか？	事業者の任意としますが、割り印までは不要です。	
26	13	第4	2	(2)	カ	(f)	提出書類	参加資格審査申請の提出書類について、様式2-2参加資格申請書の添付書類中の納税証明書は「納税証明書その3の3」でしょうか。	ご理解のとおりです。
27	13	第4	2	(2)	カ	(f)	提出書類	参加資格審査申請の提出書類について、様式2-2参加資格申請書の添付書類中の入札参加資格者名簿に登録されていることを証する書類は、使用印鑑届兼委任状の受付印のある返信書類で代用できますか。	ご理解のとおりです。
28	14	第4	3	(2)	コ		開札	開札に入札参加者の代表企業の代表者又はその代理人以外が立ち会う場合は、復代理人を選任する必要がありますでしょうか。	開札の立会いについては、様式2-4及び2-5を参照ください。
29	14	第4	3	(2)	コ		開札	開札時に事業者に応札額は公表されるのでしょうか？	公表しません。
30	15	第4	3	(7)		入札の取りやめ	入札参加者が1者のみとなった場合には、入札を取りやめるとございますが、仮に応札者が1グループであった場合でも、入札が成立するようにご修正願えませんでしょうか？ 応札者が1グループの場合に入札を不成立にしてしまうと、応札に前向きな事業者の意欲を削いでしまう可能性もあることから、応札グループ数にかかわらず入札を成立していただけますようお願い致します。	原案のとおりとします。	
31	17	第6	4	(4)		金融機関との協議	直接協定の締結に関して、貴市は合理的な理由なしに当該締結を拒否しないと理解してよろしいでしょうか。	直接協定の内容を確認した上で、判断します。	
32	18	第6	5			指定管理者の指定	指定管理者の指定期間は事業期間と同期間という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
33	19	第7	(1)			法制上及び税制上の措置に関する事項	事業者と不動産取得税が課税されないように、事業者と請負者との契約に不動産取得税が課税とならないための条項・条文を盛り込むことは可能でしょうか。	事業者と請負者との間で締結する契約に対して、市が関与するものはないと考えております。	
34	21	別紙2	1			サービス購入料の構成	サービス購入料Aは、建築工事費から昇降機設備工事費の合計額の75%以内としますが、様式6-13(8)施設整備費等見積書1②建設工事費ア～コの合計の75%で計算した数値との理解で宜しいでしょうか。	10万円未満を端数切捨とした75%となります。 併せて、様式6-13の修正版を参照ください。	

木更津市新火葬場整備運営事業

■入札説明書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
35	21	別紙2	2	(1)	サービス購入料A	市の確認とは、事業契約書第31条による確認という理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
36	21	別紙2	1		サービス購入料の構成	支払対象業務の施設整備業務の内、サービス購入料Aの項目に書いてない事項（例えば設計業務や備品等整備業務等）は、サービス購入料Bに含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	21	別紙2	1		サービス購入料の構成	サービス購入費Aが各費用の合計75%以内と御座いますが、落札者決定基準との関係性はどのようなものでしょうか。	サービス購入料Aの算定方法については、価格審査と関係します。
38	21	別紙2	1		サービス購入料B	保険料等の諸経費には、本施設の引渡日までに要するSPC設立・運営費、建中金利、融資組成手数料など、初期投資と認められる費用を含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	21	別紙2	1		サービス購入料B	施設整備業務のうち、事前調査業務、設計業務、備品等整備業務、環境保全対策業務、所有権移転業務、各種申請等業務、稼働準備業務及びその他施設整備に必要業務に要する費用は、サービス購入料Bに区分されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	21	別紙2	1		サービス購入料B	サービス購入料Bとして計上する保険料とは、SPCが保険契約者となる保険の保険料のみであり、建設企業等が保険契約者となる保険の保険料は、サービス購入料Aに計上してよろしいでしょうか。	不可とします。 サービス購入料Aの対象となる費目は、入札説明書P.21に示すものに限ります。
41	21	別紙2	1		サービス購入料の構成	開業費用や資金調達費用、その他施設整備期間中に発生するSPCの運営費はサービス購入料Bに含むとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	21	別紙2	1		サービス購入料の構成	施設整備期間中に発生する、SPC関連の費用はサービス購入料Bとサービス購入料Cのどちらに含むことが適切でしょうか。若しくは業務比率等に応じて按分すべきでしょうか。	サービス購入料Bに含まれます。
43	21	別紙2	1		サービス購入料の構成	支払対象業務の中に、「工事用道路整備」がありますが、これはサービス購入料Aの項目に記載がありませんので、サービス購入料Bに含まれるという意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
44	22	別紙2	2	(2)	サービス購入料B	提案により供用開始時期が早まった場合、3ヶ月ごとの支払い対象期間が年度をまたいでよろしいでしょうか。	左記の場合、サービス購入料Bの支払対象期間は年度を跨がないよう調整してください。併せて、様式8-5の修正版を参照ください。
45	21	別紙2	2	(2)	サービス購入料の支払方法	・サービス購入費Bに関して、本施設の供用開始時期が早まった場合における第1回目の支払にかかる締月は、平成35年3月との理解でよろしいでしょうか。 ・サービス購入費Bに関して、本施設の供用開始時期が早まった場合における「支払対象期間」、「支払回数」について、以下の場合におけるスケジュールを例示として、ご教示いただけませんか。 例) 供用開始時期が平成34年10月の場合	左記の場合、支払回数は、平成34年10月から平成34年12月までを第1回、平成35年1月から平成35年3月までを第2回とし、以降3か月ごとに、平成50年1月を最終回とした計62回となります。 併せて、様式8-5の修正版を参照ください。
46	22	別紙2	2	(2)	サービス購入料の支払方法	サービス購入料Bに係る消費税及び地方消費税は、所有権移転後一括で支払うとありますが、具体的には、サービス購入料Aのお支払時と同タイミングでのお支払という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	22	別紙2	2	(2)	サービス購入料の支払方法	消費税及び地方消費税の支払時期はサービス購入料Aと同日又はサービス購入料Bの第1回支払日と同日のどちらでしょうか。	サービス購入料Bに係る消費税及び地方消費税の支払時期については、入札説明書に関する質問に対する回答No.46を参照ください。
48	22	別紙2	3	(2)	サービス購入料の支払手続き	サービス購入料Bは毎年7月、10月、1月、4月の末日に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、入札説明書で示す期日までに事業者が請求書を提出しなかった場合は除きます。
49	21	別紙2	1		サービス購入料C	支払い対象業務に環境緑地工事とありますが、環境緑地の設計については、サービス購入料Bとして計上するという理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料Cに含めてください。
50	22	別紙2	2	(4)	サービス購入料の支払方法	・サービス購入費Bに関して、本施設の供用開始時期が早まった場合における第1回目の支払にかかる締月は、平成35年3月との理解でよろしいでしょうか。 ・サービス購入費Bに関して、本施設の供用開始時期が早まった場合における「支払対象期間」、「支払回数」について、以下の場合におけるスケジュールを例示として、ご教示いただけませんか。 例) 供用開始時期が平成34年10月の場合	左記の場合、支払回数は、平成34年10月から平成34年12月までを第1回、平成35年1月から平成35年3月までを第2回とし、以降3か月ごとに、平成50年1月を最終回とした計62回となります。 併せて、様式8-6の修正版を参照ください。

木更津市新火葬場整備運営事業

■入札説明書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
51	22	別紙2	2	(4)			サービス購入料の支払方法	サービス購入料Dの平準化とは、全期間での平準化との認識でよろしいでしょうか。また端数が生じた場合、調整はいつの支払にて実施すればよろしいでしょうか。	前段については、様式8-6の修正版を参照ください。後段については、サービス購入料Dの第1回の支払金額で調整します。
52	22	別紙2	2	(4)			サービス購入料D	提案により供用開始時期が早まった場合、3ヶ月ごとの支払い対象期間が年度をまたいでよろしいでしょうか。	左記の場合、サービス購入料Dの支払対象期間は年度を跨がないよう調整してください。併せて、様式8-6の修正版を参照ください。
53	22	別紙2	2	(4)			サービス購入料D	月途中での引渡、供用開始等を考慮し、第1回目の金額は、必ずしも第2回目の4/3とする必要はないという理解でよろしいでしょうか。	月途中での引渡し・供用開始は想定しておりません。併せて、入札説明書に関する質問に対する回答No. 3を参照ください。
54	23	別紙2	3	(4)			サービス購入料の支払手続き	3か月ごとに提出する「当該支払額が確認できる資料」とは、どのような資料を想定されていますか。	支払額に対応した当該業務を実施したことを確認できる資料です。
55	23	別紙2	3	(4)			サービス購入料の支払手続き	サービス購入料Dは、業務終了後10日以内に業務報告書を提出し、貴市は10日以内に支払額をSPに通知、事業者は請求書を提出、貴市は30日以内に支払うと手続となっております。その為、基本的に各期間の末日から起算して2ヶ月後にサービス購入料Dが支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	原則として、サービス購入料Dの支払対象期間の末日から起算して2か月以内に、サービス購入料Dを支払います。
56	23	別紙2	3	(4)			サービス購入料の支払手続き	サービス購入料Bとサービス購入料Dが事業者者に支払われるタイミングに1ヶ月ほど差異が生じると存じますが、認識の通りでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	23	別紙2	4	(1)			サービス購入料A	起債発行額が決定されるのはいつごろでしょうか。また、改定は事業者にとってコントロールできない事象ですので、提案時と実際に支払われる金額が異なる場合の追加的な費用のご負担をお願いします。	前段については、起債発行額が決まるのは、おおよそ引渡月の3ヶ月前になります。後段については、原案のとおりとします。
58	23	別紙2	4	(1)			サービス購入料A	起債発行額によって、最終的なサービス購入料Aの金額が決まると理解しますが、サービス購入料Aが最終的に決定する時期はいつになりますでしょうか。また「次の費用を合計した額の75%以内」とございますが、サービス購入料Aは最大で施設整備費用の75%に達するという理解でよろしいでしょうか。	前段については、起債発行額が決まるのは、おおよそ引渡月の3ヶ月前になります。後段については、サービス購入料Aは入札説明書P.21に示す費目（建築工事費など）の75%が最大となります。併せて、様式6-13を参照ください。
59	23	別紙2	4	(1)			サービス購入料A	起債発行額の決定によるサービス購入料Bの改定時期をお教えください。	起債発行額が決まった際に、サービス購入料Bを改定します。
60	23	別紙2	4	(1)			サービス購入料の改定	サービス購入料Aの説明の但書において、サービス購入料Bの改定に伴う追加的な費用は事業者負担と御座いますが、事業者が負担する追加的な費用とは金融機関との条件変更に伴う費用との認識でよろしいでしょうか。	左記の費用も含まれます。
61	23	別紙2	4	(1)			サービス購入料の改定	起債発行額に基づくサービス購入料B改定に伴う追加的な費用とは何を想定されていますか。	入札説明書に関する質問に対する回答No. 60を参照ください。
62	23	別紙2	4	(1)			サービス購入料の改定	起債発行額によって、サービス購入料A（一時金部分）が減少すると、事業者の借入金増加に伴い、支払金利も増加します。改定に伴う支払金利の増加は事業者負担との趣旨でしょうか。	左記の改定による支払金利の増加分については、市の負担となります。
63	23	別紙2	4	(1)			サービス購入料の改定	提案金額と起債発行額の乖離は最大何%程度でしょうか。	具体的な数値を示すことはできません。
64	23	別紙2	4	(1)			サービス購入料の改定	起債の発行額によって提案時の金額と実際に支払われる金額が異なる場合はサービス購入料Bを改定するとあり、この場合の追加的な費用は事業者負担とあります。市の都合による改定によって発生する追加費用は市の負担ではないでしょうか。	原案のとおりとします。
65	23	別紙2	4	(1)			サービス購入料の改定	サービス購入料Aの説明の但書において、サービス購入料Bの改定に伴う追加的な費用は事業者負担と御座いますが、サービス購入料Bが増加した場合、増加した金額を含めサービス購入料Bの元利金計算を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、サービス購入料Bの改定に伴う追加的な費用はサービス購入料Bの元本に含まれません。
66	23	別紙2	4	(2)	ア		金利変動による改定	基準金利の差により改定されるのはサービス購入料Bではないでしょうか。	ご理解のとおりです。基準金利の差により改定されるのはサービス購入料Bになります。
67	23	別紙2	4	(2)	ア		サービス購入料B	差に応じてサービス購入料Aを改定するとありますが、サービス購入料Bと読み替えてよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問に対する回答No. 66を参照ください。

木更津市新火葬場整備運営事業

■入札説明書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
68	24	別紙2	4	(2)	イ	(7)	サービス購入料の改定	サービス購入料Aに係る物価変動もサービス購入料Bの変更請求に含めることができるとの理解よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	23	別紙2	4	(2)	イ		物価変動	物価変動の対象となるのは施設整備費、工事用道路整備費及び造成工事費であり、その調整はサービス購入費Aでは行わずサービス購入費B（割賦元本部分）で行われるという理解でしょうか。 つまり、サービス購入費Aは、起債発行額が提案時の金額である場合は、物価変動があったとしても建築工事費等の75%となり、物価変動による増減は、サービス購入費Bで調整されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	23	別紙2	4	(2)	イ		物価変動	SPC設立費、SPC運営費、保険料等の非工事関連部分については、対象外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	24	別紙2	4	(2)			サービス購入料B	貴市が事業者にお支払いになる割賦金利については、事業契約に予め定める基準日（施設引渡し日の2営業日前）に決定するTSR等の公表指標を基準金利として、当該基準金利に事業者が提案するスプレッドを加算して算定されることになると考えますが、スプレッドは支払繰延リスクに対する適正な利益部分という原則を鑑み、仮に基準金利がマイナスの場合は0%を下限に設定して頂きますようお願い致します。	ご意見として承ります。
72	24	別紙2	4	(2)	イ	(4)	物価変動	変動前工事費とありますが、(ウ) cに変動前残工事費のことでしょうか。同様に変動後工事費とは変動後残工事費のことでしょうか。(3) サービス購入料Cについても同様です。	ご理解のとおりです。
73	24	別紙2	4	(2)	イ	(4)	物価変動	変動後工事費は下記ウにより算出した変動前工事費に相応する額とありますが、(ウ) bの誤りでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	27	別紙2	4	(4)	ア		改定方法	「改定時の指数とは、改定時における直近12か月の平均値とする。」とありますが、何月時点の指数を起点として直近12か月の平均値とするのでしょうか。	消費税を除く企業向けサービス価格指数については、確報値を採用しますので、直近12か月の平均値とは、前年8月から当年7月の平均値となります。
75	27	別紙2	4	(4)	イ		改定の手続き	9月末において公表されているサービス価格指数は、8月の速報値と7月の確報値と理解していますが、直近12か月の平均値とは、前年9月から当年8月（速報値）の平均という理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問に対する回答No. 74を参照ください。
76	27	別紙2	4	(4)	ウ		サービス購入料の支払い等サービス購入料の改定に用いる指数	維持管理業務及び運営業務の費用は人件費によるところが大きいため物価変動の価格指数よりも最低賃金額にリンクしているのが実情と考えられます。そのためサービス購入料Dの改定に用いる指数として記載されている「企業向けサービス価格指数」は実情とリンクしていないのではないかと考えられますので、最低賃金額を改定率算定に用いる指数に採用して頂くことは可能でしょうか。	サービス購入料Dの改定に用いる指数については、落札者決定後から仮契約締結までに市と協議することは可能です。
77	27	別紙2	4	(4)	ウ		サービス購入料の改定	仮契約締結までに提案される価格指数には、地域別最低賃金も含まれますか。	落札者決定後から仮契約締結までに市と協議する際に、提案することは可能です。
78	32	別紙3	5				減額対象となる事象例	維持管理業務及び運営業務の「それ以外の事象」記載の電気、水道、燃料の使用量の不当な増加とは、何と（例えば、計画又は前年度）比較するのですか。また、不当とは増加の程度を指すのか、要因を指すのか、ご教授願います。	前段については、様式7-13や供用開始後の実績値などをもとに総合的に判断します。 後段については、不当な要因で、電気、水道、燃料の使用料が増加した場合を指します。
79	32	別紙3	5				減額ポイントの対象となる業務	減額ポイントの対象となる業務は維持管理業務と運営業務とありますが、維持管理業務・運営業務それぞれ別で減額ポイントの対象として頂きたいのですが、如何でしょうか。	不可とします。

木更津市新火葬場整備運営事業

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問	回答
1	1	第1	3			施設整備の基本方針	「小規模な葬儀がおこなえる機能の導入」とはどのような機能を指すか教えてください。家族葬は葬儀のみを行い通夜は行わないと考えてよろしいでしょうか。71Pには会葬者が多目的室で飲食する記述があります。葬儀中に飲食を行うリビング葬などを想定されているのでしょうか。教えてください。	直葬に来られる方の最後のお別れの葬儀などを想定しています。規模的には、小規模になります。
2	1	第1	3			施設整備の基本方針	「小規模な葬儀」の時間はどの程度を想定されていますでしょうか。1時間程度、15分程度等具体的にお教えてください。	1時間程度を想定しています。
3	1	第1	3			施設整備の基本方針	「小規模な葬儀」を行う場合部屋の使用料金の徴収の有無について教えてください。徴収する場合、料金の想定をお教えてください。	部屋の使用料については、市の帰属となり、事業者にはその徴収代行業務をお願いするものです。
4	1	第1	3			施設整備の基本方針	方針3について市としてイメージしているものは具体的にありますか。	昔の火葬場のように、ただ火葬するというイメージではなく、地域になじみ、周辺住民に容認され、違和感がなく利用できる施設を目指しています。会葬者は他の会葬者を意識することなく、故人との最後のお別れの場所として相応しい場所となることを望んでいます。
5	1	第1	3			施設整備の基本方針	「葬送行為の地域特性」について具体的な想定があれば教えてください。	地域特性として、火葬が終わってからその日のうちに墓地に納骨する人が増えています。
6	2	第1	4	(3)		事業スケジュール	※注1に本施設的设计・建設期間については、事業者側の提案により1ヶ月単位で短縮することができる旨の記載がありますが、当該提案はどの審査項目で審査されるのか教えてください。	落札者決定基準に示す審査項目「1.(7) 施工計画」で評価します。併せて、落札者決定基準P.6を参照ください。
7	2	第1	4	(3)		事業スケジュール	上記に付随する質問になりますが、短縮の程度により、加算点は異なると思慮します。リスク・費用対効果を鑑み、提案内容を検討したため、定量的な評価尺度についてご教示ください。	本施設の早期供用開始の実現性については総合的に判断することから、定量的な評価尺度をお示しすることはできません。
8	2	第1	4	(3)		事業スケジュール	※注1に本施設的设计・建設期間については、事業者側が短縮した提案を行い、実施段階において、当該提案の履行が不可能（事業者側の検討不足による設計・建設の工程遅延）になった場合、減額ポイントは、遅延した月数の程度により異なると思慮します。定量的な尺度についてご教示ください。	事業契約書（案）第41条第2項に従うものとなります。
9	2	第1	4	(3)		事業スケジュール	※注2に既存施設（現火葬場）の解体、敷地整備期間については、7ヶ月とする旨の記載があります。当該期間は、アスベスト調査分析、ダイオキシン調査分析に要する期間を含めた期間でしょうか。あるいは、既存施設が供用期間中の閉館日に上記汚染物質等の調査（サンプル採取）等を行い、当該分析結果をもとに解体工事に着手できるのでしょうか（7ヶ月の期間に調査分析期間を含めない）。ご教示ください。	既存施設が供用期間中の閉館日に汚染物質等の調査（サンプル採取）等を行い、当該分析結果をもとに解体工事に着手できるものとします。
10	3	第1	5	(1)		適用法令等	本施設において2階に500㎡以上の待合室を設ける場合は「建築基準法」における定期報告制度の対象となる特定建築物に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	市都市整備部建築指導課の判断となります。
11	3	第1	5	(1)		適用法令等	本施設は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」における特定建築物に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	君津健康福祉センターの判断となります。
12	5	第1	5	(1)		適用法令等	森林法に則って造成、工事用道路の設置をしなければならないと思いますが、県と協議している内容をご教示下さい。	林地開発の一般的な考え方の確認は行いましたが、具体的な内容については、事業者が決定したうえで協議を行いたいと考えています。
13	4	第1	5	(1)	53	適用法令等	木更津市公共サイン整備要領の開示をお願いします。	所管課の市都市整備部都市政策課で確認してください。
14	4	第1	5	(1)		適用法令等	「その他、本業務の業務に関する関係法令等」とありますが、火葬場用地の地目が一部農地（畑）が有り、農地法に関する農転許可等は含まれますか。その他農地が農用地に含まれていた場合、農振除外等の手続は含まれますか。お教えください。	一部の地目が畑となっており、市で農地転用の手続きを行います。許可手続きの支援をしてください。

木更津市新火葬場整備運営事業

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
15	6	第1	6	(1)	要求水準の変更	「法令等の変更により、業務内容が著しく変更されると」とありますが、事前に千葉県中部林業事務所と森林法に関する事前相談を行いました。その結果、仮設道路も同一事業として見なされ、1.0ha以上の林地開発許可（連絡調整）に該当し、林地開発基準を反映した場合、基本計画の配置計画と異なります。 【林地開発基準】 ・火葬場敷地外周の残置森林幅 10.0m確保 ・仮設道路の法勾配変更 ・雨水調整池容量及び堆砂量 ・仮設道路の改変周囲に残置森林W=10.0m確保 以上の点が基本計画と異なり基本計画から林地開発基準を反映したもので計画の見直しを行うべきかお教えください。	森林法については遵守してください。基本計画で示したものはイメージであり、現時点において法令等の変更はないものと判断します。
16	6	第1	7		燃料備蓄、災害時の対応	25 件/日× 3 サイクルを3日間と3日間で225件の火葬を行うと考えて良いでしょうか。お教えください。	ご理解のとおりです。
17	6	第1	7		燃料備蓄、災害時の対応	災害発生時には、72時間で1炉あたり平均22.5件を火葬する必要がありますが、炉体に対して非常に高い負荷がかかり、以降の運転に支障を及ぼす恐れがあります。炉体への負荷を考慮した件数をご再考いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
18	6	第1	7		燃料備蓄、災害時の対応	都市ガスが遮断された場合の火葬炉運転のための予備燃料の備蓄量は、事業者の提案となっていますが、貴市の想定を超える過剰なスペックとなることを避けるため、貴市として考える最低限必要な火葬炉数（都市ガスが遮断されているが電力は供給されている場合、都市ガスが遮断されておりかつ電力も遮断されている場合）があればお示しください。	想定はありません。予備燃料の備蓄について、最低条件として進行中の火葬が終了する容量、後段は要求水準書 p23(2)電気設備、発電設備の運用で計画してください。
19	6	第1	7		燃料備蓄、災害時の対応	都市ガスが遮断された場合を想定し、予備燃料の備蓄が必要となるが、備蓄容量及び調達方法は事業者の提案…とありますが、第2.4.(4).(2).では、非常用発電機の燃料として、7,500ℓを備蓄できる地下埋設タンクスペース（15㎡程度）を確保…とあります。また第2.5.(2).では、燃料保管設備は最大 25 件/日×3 サイクルを3日間、連続運転可能な燃料が備蓄できるように工夫すること（燃料備蓄量は、7,500ℓ以上）…とあります。最大 25 件/日×3 サイクルを3日間、連続運転可能を前提に、備蓄容量及び調達方法は事業者の提案によると考えて宜しいでしょうか。もし7,500ℓ以上の備蓄が必要となる場合には、7,500ℓの算出根拠をご教示下さい。	予備燃料の備蓄について、最低条件として進行中の火葬が終了する容量、後段は要求水準書 p23(2)電気設備、発電設備の運用で計画してください。
20	6	第1	7		燃料備蓄、災害時の対応	都市ガスが遮断された際の火葬炉の予備燃料は、備蓄量自体も事業者提案とし、必ずしも25件×3サイクル×3日分を備蓄する必要はないと理解して宜しいでしょうか？また調達方法も提案とありますが、必ずしも実装（常時備蓄）しておく必要はないと理解して宜しいでしょうか？	前段については、要求水準書に関する質問に対する回答No.19を参照ください。後段については、予備燃料の実装（常時備蓄）が必要です。
21	6	第1	7		備蓄燃料、災害時の対応	25件/日×3サイクル×3日間は都市ガスが供給されている場合に限定し、備蓄燃料だけで上記条件を満たす必要はないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	6	第1	7		燃料備蓄・災害時の対応	「都市ガスが供給可能な場合は3日間の連続火葬（25件/日×3サイクルを3日間）に対応」とあります。都市ガスが遮断された場合の予備燃料による火葬も75件/日を3日間行うとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No.19を参照ください。
23	6	第1	7		燃料備蓄、災害時の対応	都市ガスが遮断された場合を想定し予備燃料を…とありますが、予備燃料においても「連続火葬（25件/日×3サイクルを3日間）に対応」を行う必要があるのでしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No.19を参照ください。
24	6	第1	7		燃料備蓄、災害時の対応	…必要 物品 等（燃料を含む。）の備蓄を行うこと。とありますが貴市がお考えの必要物品とはどういったものをお考えでしょうか。	事業者の提案に委ねますので、具体的な物品を示すことはできません。
25	6	第1	7		燃料備蓄、災害時の対応	災害発生時…なお、本対応に関する費用は、市の負担とする。とありますが、想定されている具体的な費用項目をご提示願います。	事業者の提案に委ねますので、具体的な物品を示すことはできません。
26	7	第1	8		光熱水費の負担について	備蓄燃料の劣化による入替に要する費用も、貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、備蓄燃料の劣化を防ぐ工夫をしてください。

木更津市新火葬場整備運営事業

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
27	8	第2	2	(1)	基本施設	建物用途は「集会場」という理解でよろしいでしょうか。	火葬場となりますが、遵守する法令によって異なる場合はその法令に従ってください。
28	8	第2	2	(1)	基本施設	建築面積:2,700㎡以上、延べ面積:4,500㎡以上とあります。基本計画に基づく数値と想定されますが、これはあくまで目安と捉え、効果的な施設規模の提案が可能と考えると宜しいでしょうか。各室の規模が適正である前提で、仮に目安の面積値より小さくなくてもコスト面でPFI事業とした貴市の目的に資するものと考えます。	建築面積は緩和しますが、延べ面積は4,500㎡は確保することが条件になります。
29	8	第2	2	(1)	基本施設	建築面積で2,700㎡以上とあります。規定の延床面積を満たしていれば緩和して頂くことは可能でしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 28を参照ください。
30	8	第2	2	(1)	延べ面積	「延べ面積4500平米以上」とは提案する施設の建築基準法上の延べ面積が4500平米以上と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	8	第2	2	(1)	基本施設	延床面積4,500㎡以上とありますが、上限値はありますでしょうか。	上限値はありません。
32	8	第2	2	(1)	建築面積・延床面積	いずれも上限が決められていますが、より幅広い提案を検討するためにも上限とはせずに目安と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 28を参照ください。
33	8	第2	2	(1)	基本施設	待合室において、最大10室となるよう間仕切り等で区切れるようにする旨の記載があります。当該間仕切りの遮音等級については、事業者の提案によると解釈してよろしいですか。	ご理解のとおりですが、利用者が不快と感じないように配慮してください。
34	8	第2	8		基本施設	告別収骨室は5室とありますが、5室以上設置することは認められますでしょうか。	可とします。
35	8	第2	2	(1)	基本施設	マイクロバス10台以上とありますが、大型バス(定員50人程度)の駐車スペースは不要のと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
36	8	第2	2	(1)	基本要件	駐車場の駐車スペースは、既存施設解体、敷地整備後の台数と考えてよろしいでしょうか。(新火葬場の供用開始から既存施設の解体、敷地敷地整備完了までの期間にかぎり、所定の駐車スペースの確保が困難になります。)	ご理解のとおりですが、可能な限り新火葬場の供用開始時から整備されていることが望ましいと考えます。
37	9	第2	2	(3)	敷地条件	敷地条件に関し「土地利用計画については、基本計画を参考とすること。」とありますが、基本計画のP54の「林地開発許可基準を踏まえ」との記載に則り計画を行うと敷地の南側市道境界から火葬場敷地内に幅10mの残置森林が必要になりますが、基本計画P58の土地利用計画図及びP61の造成計画図を参考にすると残置森林が不要と考えられます。敷地南側にも残置森林が必要でしょうか、ご教示ください。	基本計画は参考となりますので、中部林業事務所の判断に従ってください。
38	9	第2	2	(3)	敷地条件	敷地条件に関し「基本計画を参考とすること。」とありますが、行政指導等により、基本計画P58の土地利用計画から大幅に変更となる場合は、費用の精算、工期の延長等を行っていますでしょうか。	基本計画は参考となりますので、大幅な変更にならないよう提案していただきますが、工期延伸が社会通念に照らして合理的な理由がある場合に限り、協議に応じます。
39	9	第2	2	(3)	敷地条件	「全体的な土地利用計画については、基本計画を参考とすること。」とあり、基本計画の53ページには「林地開発許可基準を踏まえ、区域周辺に幅約10mの残置森林等を確保します。」と記載されています。林地開発許可基準を踏まえた場合、前面市道側の残置森林は不要なのでしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 37を参照ください。
40	9	第2	2	(3)	敷地条件	「全体的な土地利用計画については、基本計画を参考とすること。」とありますが、諸官庁協議や諸官庁手続き等により土地利用計画が大幅に変更になる場合は、工期、費用に関して変更していただくことは可能でしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 38を参照ください。
41	9	第2	2	(3)	敷地条件	「隣接する現火葬場敷地及びその周囲市有地を取り込んだ全体的な土地利用計画は基本計画を参考とすること」とありますが、諸官庁協議等により全体的な土地利用計画が大幅に変更になる場合は、その限りではないと考えてよろしいでしょうか。お教えください。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 38を参照ください。

木更津市新火葬場整備運営事業

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
42	9	第2	2	(3)			敷地条件	計画敷地（平場）の規模が指定されていませんが、東西及び南北の起点となる境界が不明です。敷地境界及び座標の開示をお願いします。	事業者決定後、事業者へ開示します。
43	9	第2	2	(3)			敷地条件	「隣接する現火葬場敷地及びその周囲市有地を取り込んだ全体的な土地利用計画は基本計画を参考とすること」とありますが、諸官庁協議等により全体的な土地利用計画が大幅に変更になる場合は、工事工期の変更を認めていただくと考えてよろしいでしょうか。お教えください。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 38を参照ください。
44	9	第2	2	(3)	3)		敷地条件 隣接道路	隣接道路 市道234-2号線の幅員は火葬場用地側（北側）に一方後退とあります。隣接道路南側側溝端より幅員10.5mを確保し、火葬場用地境界として造成計画を行うことで宜しいでしょうか。	「資料2 測量図」の参考図書の範囲内で設計してください。
45	9	第2	2	(3)			敷地の地質及び地盤	「資料3 ボーリングデータ」を参照するとともに、その他に5箇所以上の地質調査を行う旨の記載があります。現場説明会の際、民有地につき立入を控えるよう指示されました。いつ頃、地質調査を実施できるのかご教示ください（設計スケジュールに影響するため）。	事業者決定後になります。
46	9	第2	2	(3)			敷地の地質及び地盤	「資料3 ボーリングデータ」等を参照のうえ、支持層、基礎構造、杭種を検討しますが、事業者選定後の地質調査で上記ボーリングデータ等からは想定できない調査結果による構造変更については、別途協議頂けると解釈してよろしいですか。	事業者決定後の地質調査については、構造変更が生じないように事業者にて調査・計画してください。
47	9	第2	2	(3)	5)		敷地の地質及び地盤	「資料3 ボーリングデータ」を参照するとともに、その他に5か所以上の地質調査を行うこと…とありますが、地質調査に必要な追加のボーリング箇所は事業者の提案によると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	9	第2	2	(3)	5)		敷地の地質及び地盤	配布いただいたボーリングデータと著しく違う地質及び地盤があった場合は実施方針書リスク分担表の測量調査リスク市が実施した測量・調査に関するものと考えてよろしいでしょうか。お教えください。	配布したボーリングデータはボーリングした地点でのデータを示したものであって、ボーリングした地点以外については、何も示していないことに留意してください。
49	10	第2	2	(4)			インフラ整備	「雨水は調整池へ排水すること。」とありますが工事用仮設道路の排水先についてお教えください。	工事用道路の排水先は、公共用水路に放流してください。
50	10	第2	2	(4)			インフラ整備	ガス・電気引込負担金については確認を行うこととありますが、必要な場合は全て事業者負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	10	第2	2	(4)			インフラ整備	電気・ガス・水道引き込みに伴う負担金は費市負担と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 50を参照ください。
52	10	第2	2	(4)			インフラ整備	事業者の判断により供給事業者等に確認すること。とありますが上下水道の担当部署、連絡先をご教示願います。	上水道は市水道部工務課となり、下水道は処理区域外となります。
53	10	第2	2	(4)			インフラ整備 (汚水・雑排水)	合併処理式浄化槽を設置し…とありますが処理人数等の算定にあたり協議を行う担当部署をご教示願います。	市都市整備部建築指導課又は指定確認検査機関になります。
54	10	第2	2	(4)			インフラ整備	※ガス・電気引き込み負担金については確認…とありますが費用については市負担として考えて宜しいですか、ご教示願います。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 50を参照ください。
55	10	第2	3	(2)			配置計画	建物付近に駐車スペース合計約50台と記載がありますが、すべて普通車と考えて宜しいでしょうか。また、50台の会葬者用、職員用の比率については事業者の提案によると考えて宜しいでしょうか。	前段については、事業者の提案に委ねます。後段については、要求水準書P11(4) 駐車場及び場内道路計画をご参照ください。
56	10	第2	3	(2)			配置計画	将来の現地建替を想定した配置とする旨の記載があります。現地とは、都市計画決定区域内（即ち、現会場敷地等を含む）と解釈してよろしいですか。また、将来の施設規模はどの程度を想定すればよろしいでしょうか。ご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、将来の施設規模はその時の人口等社会情勢を踏まえて、事業者にて想定してください。
57	10	第2	3	(2)			配置計画	建物付近の駐車スペース約50台に葬祭業者の車両も含まれると解釈して宜しいでしょうか。	含まれません。

木更津市新火葬場整備運営事業

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
58	10	第2	3	(2)	配置計画	建物付近に駐車スペース約50台確保とあるが、建物付近とは新たに造成する平場のことを指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	10	第2	3	(2)	配置計画	「将来の現地立替を想定した配置とすること。」とありますが、現地とは既存火葬場敷地を含めたエリアとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	10	第2	3	(2)	配置計画	現地建て替えの想定配置は環境緑地を含めた敷地に、あらためて造成する計画でもよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	10	第2	3	(3)	外構計画	a. 「通信鉄塔西側の赤道の一部が火葬場用地となるため、住宅地側から市道234-2号線まで人が通行できるよう配慮すること」その際、火葬場用地の赤道を部分廃止（用途廃止）を行い、赤道の付替は行わないで人が通行できるように整備を行いますか。お教えください。	用途廃止をする予定としていますが、赤道の幅員は確保してください。
62	10	第2	3	(3)	外構計画	b. 「通信鉄塔が建設機械で改修等ができるよう配慮した計画をする事」とありますが、通信鉄塔の改修等に当り、火葬場の進入路を使用しないで、別ルートを確認しますか。又は、火葬場進入路が改修工事で塞がらないように、建設機械の置場等を確保しますか。お教えください。	火葬場への進入路とは別のルートの確保や、建設機械の置場等の専用スペースを確保する必要はありませんが、通信会社と協議のうえ、一時的に利用できるスペースを確保してください。
63	10	第2	3	(3)	外構計画	敷地の周囲は、必ずしも境界に障壁又は垣根などを設ける必要は無いという理解でよろしいでしょうか。	木更津市墓地等の経営の許可等に関する条例第26条に適合するようにしてください。
64	10	第2	3	(3)	外構計画	「敷地の周囲は境界を明確にし」との記載がありますが、実施段階においては、貴市、隣地地権者との間で敷地境界は確定しており、施設整備のスケジュールが遅滞することはないと解釈してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
65	10	第2	3	(3)	外構計画	「敷地の周囲は境界を明確にし、可能な限り緑地で囲う等、付近の景観を損なわないよう周囲との調和を図る」との記載があります。これは、日常的な近隣住民等からの視線を留意することを示唆していることと思慮します。上記以外の敷地境界側については、事業者提案に委ねられると解釈してよろしいですか。	近隣住民以外の会葬者や住民にとっても、左記を満足することとしてください。具体的な内容は事業者の提案に委ねます。
66	10	第2	3	(3)	外構計画	上記に付随する質疑ですが、日常的な近隣住民等の視線に留意する境界側に対し、当該敷地境界の地盤面からどの程度の高さまで緑地で囲う必要がありますか。ご教示ください。	近隣住宅から火葬場（建築物）が隠れていれば高さの制限はありません。
67	10	第2	3	(3)	外構計画	通信鉄塔が建設機械で改修等ができるよう配慮し計画する旨の記載がありますが、どのような建設機械で改修を想定されているのか事業者側で判断できません。公平な入札条件となるよう、建設機械設置に必要なスペースについてご教示ください。	市で工事するものではないので、具体的な改修方法は分かりません。事業者にて通信会社と協議したうえで、提案をしてください。
68	11	第2	3	(3)	外構計画	「夜間・休場中に車両等が無断進入できないよう柵等を設けること。」とありますが、環境緑地側に設ける駐車場についても柵は必要でしょうか。	「夜間・休場日に車両等が無断進入できない」という条件で事業者の提案に委ねます。
69	11	第2	3	(3)	外構計画	夜間や休場日に、敷地内で車両が無断侵入できないよう柵等を設けることとありますが、上山公園に通じる散策路や休憩スペースおける、夜間や休場日の閉鎖の考え方を示してください。	夜間や休場日において、新火葬場への出入りは閉鎖していますが、上山公園や環境緑地への歩行者の出入りは制限していません。
70	11	第2	3	(3)	外構計画	防犯カメラの設置場所は、建物周囲及び駐車場等とし、緩衝緑地には不要という理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
71	11	第2	3	(3)	外構計画	a. 「敷地出入口については、火葬場にふさわしい重厚感のある門扉等を設けること」とありますが、設置場所は火葬場進入路の市道234-2号線に接した位置、又は進入路の上りきった位置等が考えられますが、先の住宅団地からの通行及び通信鉄塔の改修等の計画にも影響が生じます。門扉の設置位置について、お教えください。	事業者の提案に委ねます。
72	11	第2	3	(3)	外構計画	防犯カメラを設置し敷地周辺の監視ができるようにすること…とありますが、監視の対象範囲は資料5「敷地拡張範囲イメージ図」にある新火葬場整備ゾーンと駐車場整備ゾーンと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 70を参照ください。

木更津市新火葬場整備運営事業

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
73	11	第2	3	(3)			外構計画	敷地周辺ではなく建物周辺の監視で宜しいでしょうか？	要求水準書に関する質問に対する回答No. 70を参照ください。
74	11	第2	3	(4)			駐車場及び場内道路計画	火葬場職員用の駐車場の使用について、貴市への使用料等は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	11	第2	3	(5)			雨水排水計画	「調整池は、敷地内雨水を1か所に集約する計画とし」とありますが敷地の形状、造成の形状、または諸官庁との協議、指導より分散させる必要がある場合はその限りではないと考えてよろしいでしょうか。お教えください。	ご理解のとおりです。
76	11	第2	3	(5)			雨水排水計画	a. 「排水システムは、前面市道側溝流下能力を超えないよう調整池を設けて排水すること」とありますが、側溝の流下能力の提示はありますか。又は、流下能力の側溝調査を独自で行い調整池容量計算に反映するべきですか。お教えください。 b. 「調整池は、敷地内雨水を1ヶ所に集約する計画とし、集水した雨水は放流管によって前面市道側溝へ放流する計画とすること」とありますが、基本計画と同様に調整池を火葬場建物周辺に設けた場合、調整池下流の直接放流流域が大きくなり調整池からの放流が不可能となります。(前提条件：比流量0.025m ³ /sec) その際、直接放流流域の雨水を強制圧送(ポンプアップ)で再度調整池まで導き調整池を1ヶ所としますか。又は、直接放流流域に数ヶ所の調整池を設け前面市道側溝に接続しますか。お教えください。	前段については、基本計画を参考に各自で側溝調査を行ってください。 後段については、基本的には調整池は1か所としますが、複数とする場合はその根拠を示したうえで事業者にて提案してください。
77	11	第2	3	(5)			雨水排水計画	c. 「基本計画の調整池計画(P71～P73)」で検討している調整池流域及び堆砂容量について、森林法の技術基準と異なります。お教えください。 【調整池流域】 ・ 現火葬場及び駐車場整備ゾーンの新たな変更範囲が生じ、調整池流域が拡がり調整池容量が増大します。 【堆砂量】 ・ 200m ³ /ha～300m ³ /ha ・ 堆砂容量の除去が定期的に行えるように調整池容量と堆砂容量を別々に確保します。	基本計画を参考とし、事業者にて技術基準を遵守した提案をしてください。
78	15	第2	4	(4)	1)		トイレ	「災害時に利用できるトイレ」とありますが、会葬者以外に一般の人々に開放するということですか。その際、多目的トイレも含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	16	第2	4	(1)	—		基本要件	エントランス到着から告別、待合、取骨に移動する会葬者同士及び火葬場職員等との動線の交錯がなく…とありますが、告別取骨室一体型ですと基本計画にもある通り、エントランスホールが動線交錯空間となります。建築計画だけではなく、火葬運用スケジュールに基づく時間差運用など、運用面を含めた動線交錯を軽減する提案が可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	16	第2	4	(4)	2)		火葬炉、炉機械室	火葬炉の炉芯間隔は3.5m以上、奥行きは10m以上を確保…、また炉機械室は、排ガス冷却装置、集じん装置及び強制排気装置等を設けるため、奥行き15m以上を確保…とありますが、効果的な施設計画を行うために数値はあくまで目安と捉え、搬出入やメンテナンスに支障がない前提で、火葬炉専門メーカーのノウハウを生かした提案を行うことで宜しいでしょうか。	要求水準書のとおり提案してください。
81	16	第2	4	(4)	2)		火葬炉、炉機械室	「炉室の奥行きは10m以上確保すること。」とありますが最新型の火葬炉は小型化されており10mの奥行では不要なスペースが多く生じます。火葬の作業スペース、メンテナンススペースを十分に取床面積4500平米以上にするを条件に、火葬炉の奥行は各社の提案としてよろしいでしょうか。お教えください。	要求水準書のとおり提案してください。
82	16	第2	4	(4)	2)		火葬炉、炉機械室	「炉機械室の奥行きは15m以上確保すること。」とありますが最新型の火葬炉の機械室は小型化されており15mの奥行では不要なスペースが多く生じます。メンテナンススペースを十分に取床面積4500平米以上にするを条件に、炉機械室の奥行は各社の提案としてよろしいでしょうか。お教えください。	ご理解のとおりです。 併せて、要求水準書に関する質問に対する回答No. 81を参照ください。

木更津市新火葬場整備運営事業

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
83	16	第2	4	(4)			火葬炉、炉機械室	「火葬炉の奥行きは10m以上」、「炉機械室の奥行きは15m以上を確保すること」とありますが、火葬炉メーカーによっては、ここまでの奥行きは不要です。火葬炉及び炉機械室の奥行きは事業者提案として頂けないでしょうか。	ご理解のとおりです。併せて、要求水準書に関する質問に対する回答No. 81を参照ください。
84	16	第2	4	(4)			火葬炉、炉機械室	「火葬炉の奥行きは10m以上」、「炉機械室の奥行きは15m以上を確保すること」とありますが、火葬炉・炉機械室としての十分な奥行きを確保し、延床4,500㎡以上を確保するという条件で、火葬炉・炉機械室の奥行きについては事業者提案として頂けないでしょうか。 ※削減できた延床面積を「遺族や会葬者へ配慮した、故人の旅立ちに相応しい施設づくり」実現のために使いたいと考えます。	ご理解のとおりです。併せて、要求水準書に関する質問に対する回答No. 81を参照ください。
85	16	第2	4	(4)	2)		告別収骨室	告別室、炉前ホール、収骨準備室及び収骨室の機能が一体となった部屋を火葬炉2基に対して1室（10m×7m以上）の設置とすること…とありますが、効果的な施設計画を行うために数値はあくまで目安と捉え、一会葬当たりの会葬者:35人程度を収容を前提に、寸法値の調整は可能と考えて宜しいでしょうか。	70㎡以上確保できていれば、1室（10m×7m以上）としなくて構いません。
86	16	第2	4	(4)	2)		告別収骨室	「告別室、炉前ホール、収骨準備室及び収骨室の機能が一体となった部屋を7m×10m以上確保すること」とありますが、70平米以上で使いやすい形状の室形状であれば7m×10m以外の室形状でも良いと考えてよろしいでしょうか。お教えてください。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 85を参照ください。
87	16	第2	4	(4)	2)		告別収骨室	収骨方法は直接収骨もしくはトレー収骨の指定はありますでしょうか。事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。お教えてください。	ご理解のとおりです。
88	17	第2	4	(4)	2)		多目的室	火葬日前（通夜）や火葬後（例えば初七日）の使用を想定しているのでしょうか。	想定しておりません。
89	17	第2	4	(4)	2)		機械室（空調機械室等）	施設内に空調・換気設備を設置するための部屋を設けること、と記載がありますが、機械室の有無または炉機械室内にて兼用するなど事業者の提案としてよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
90	17	第2	4	(4)	2)			非常用発電機設備は屋外設置としても宜しいでしょうか。	原案のとおりとします。なお、作業がしやすいように配慮してください。
91	18	第2	4	(4)			倉庫	「棺台車や炉内台車を格納できるスペースとして余裕のある導線を考慮に入れ60㎡程度を確保すること」とありますが、倉庫としての十分なスペースを確保し、延床4,500㎡以上を確保するという条件で、倉庫の大きさについては事業者提案として頂けないでしょうか。 ※削減できた延床面積を「遺族や会葬者へ配慮した、故人の旅立ちに相応しい施設づくり」実現のために使いたいと考えます。	原案のとおりとします。
92	18	第2	4	(4)	3)		倉庫	倉庫は施設内各所に分散配置とし、合計60㎡程度確保することは認められますでしょうか。	可とします。
93	18	第2	4	(4)	3)		倉庫	倉庫には清掃資機材及び消耗品も保管・収納しても良いとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	18	第2	4	(4)			倉庫	「棺台車や炉内台車を格納できるスペースとして～中略～60㎡程度を確保すること」とありますが、これは主に炉内台車の予備台車を想定したものかと思います。炉メーカーによっては予備台車なしでの運用が可能です。その場合は60㎡というスペースは過大となります。書類、備品、用具等を保管・収納するための必要十分なスペースを確保するという条件で、倉庫の大きさについては事業者提案として頂けないでしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 91を参照ください。
95	18	第2	4	(4)	3)		倉庫	倉庫「60㎡程度を確保すること」とありますが、倉庫および各台車格納スペースを分散配置し、その合計が約60㎡と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	18	第2	4	(4)	3)		倉庫	倉庫に保管する書類は、火葬業務で発生する書類のみでよろしいでしょうか。	倉庫に保管する書類は、本事業に関する書類となります。
97	18	第2	4	(4)	3)		倉庫	既存施設で保管されている書類は、新施設で保管する必要はありませんか。必要な場合はどの程度の保管スペースを確保すればよろしいでしょうか。	既存施設から新火葬場へ移管する書類はありません。

木更津市新火葬場整備運営事業

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
98	18	第2	4	(4)	3)		倉庫	「棺台車や炉内台車を格納できるスペースとして余裕のある動線を考慮の上60平米程度確保すること」とありますが予備の台車の必要数は台車のメンテナンスの方法によって異なり、各メーカーごとに違いがあります。収納スペースの広さは各社の提案とさせていただきますよろしいでしょうか。お教えください。	原案のとおりとします。
99	18	第2	4	(4)	3)		倉庫	棺台車や炉内台車を格納できるスペースとして、余裕のある動線を考慮のうえ60㎡程度を確保すること…とありますが、効果的な施設計画を行うために数値はあくまで目安と捉え、火葬炉専門メーカーのノウハウを生かした提案が可能と考えて宜しいでしょうか。	原案のとおりとします。
100	18	第2	4	(4)	3)		倉庫	60㎡程度とした設定根拠をご教示ください(炉内台車や柙運搬車の数量)。必要とする数量を保管できれば倉庫の広さを変更しても宜しいでしょうか？	原案のとおりとします。
101	18	第2	4	(4)	4)		待合室	「35人程度の収容が可能な部屋6m×9m」とありますが、35人以上が収容でき54平米以上で使いやすい形状の場合は6m×9m以外の室形状でも良いと考えてよろしいでしょうか。お教えください。	54㎡以上確保されていれば、6m×9m以外でも可とします。
102	18	第2	4	(4)	4)		待合室	「洋室を基本とし、一部に畳スペースを設ける」とありますが各待合室の一部に畳スペースを設けるのでしょうか。待合ゾーンの一部に畳ゾーンを設けるのでしょうか。お教えください。	各待合室の一部に畳スペースを設けるとご理解ください。
103	18	第2	4	(4)	4)		待合室	1室35人程度の収容が可能な部屋(6m×9m×10室=540㎡)を設けること…とありますが、効果的な施設計画を行うために数値はあくまで目安と捉え、一會葬当たりの会葬者:35人程度を収容を前提に、寸法値の調整は可能と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No.101を参照ください。
104	18	第2	4	(4)	4)		業者控室	業者控室の収容人数の想定はありますか。	人数の想定はありませんが、火葬タイムスケジュールや施設規模から事業者にて想定してください。
105	19	第2	4	(4)	4)		喫茶、売店コーナー	「有人店舗は設けない」とあります。売店は設置しないとの理解で宜しいでしょうか？	売店の設置は必要ありませんが、事業者の提案により有人店舗の設置も可とします。
106	19	第2	4	(4)	4)		喫茶、売店コーナー	有人店舗の設置は、事業者提案により可能という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No.105を参照ください。
107	19	第2	4	(4)	4)		喫茶、売店コーナー	有人店舗は設けないが、飲料等を提供する自動販売機を設置することとありますが、有人店舗を置く提案は可能でしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No.105を参照ください。
108	19	第2	4	(4)	4)		授乳室、キッズコーナー	「乳児への授乳を行う部屋を各待合ホールに設置する」とありますが待合ホールを複数分散配置した場合は全ての待合ホールに授乳室を設ける必要がありますか。授乳室の配置は各社の提案事項と考えてよろしいでしょうか。お教えください。	授乳室については、授乳者の利便性に配慮して各階に設置することとします。
109	19	第2	4	(4)	4)		授乳室、キッズコーナー	「授乳室を各待合ホールに設置すること」とありますが、待合ホールを複数設置する場合、すべての待合ホールに授乳室の設置が必要でしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No.108を参照ください。
110	19	第2	4	(4)			公衆電話コーナー	携帯電話の普及に伴い、近年は畜場でも公衆電話の利用頻度が下がり撤去する事例も増えています。採算性を考慮し、公衆電話の代替案を提案するという条件で、公衆電話の設置を見送ってもよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
111	19	第2	4	(4)	4)		公衆電話コーナー	公衆電話コーナー「公衆電話を設置すること」とありますが、電話は特殊簡易公衆電話(ピンク電話など)と考えてよろしいでしょうか。その回線費、維持管理費用は事業費に含まれますでしょうか。また、待合ゾーンに設置とありますが、エントランスゾーンに配置することは可能でしょうか。	前段については、ピンク電話ではなく公衆電話としてください。中段については、事業費に含まれます。後段については、エントランスゾーンも可としますが、会葬者等の動線に留意してください。
112	19	第2	4	(4)	4)		その他 コインロッカー	設置するコインロッカーは、基本無料での利用と考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	19	第2	4	(4)	5)		基本要件	「市民が日常的に活用できる緑地空間となる環境緑地を整備すること。」とあります。環境緑地は不特定多数が往来できる場所であることから柵等で囲う必要は無いとの解釈で宜しいでしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No.63を参照ください。

木更津市新火葬場整備運営事業

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
114	19	第2	4	(4)	5)		駐車場	会葬者用として普通車85台以上(2.5m×6.0m)とありますが、1区画の奥行き6.0mは大きすぎると感じます。奥行きは事業者の提案としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
115	19	第2	4	(4)	5)		駐車場	普通車駐車スペースが2.5×6.0mと記載がありますが、普通車は2.5m×5.0mとして計画しても宜しいでしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No.114を参照ください。
116	20	第2	4	(4)	5)		構内道路	車両の出入りは、敷地西側から進入し、敷地東側から退出することができ…とあります。敷地の出入りを分ける前提にすると、敷地出入りに伴う幅員軽減につながるメリットがある反面、基本計画にもある通り、マイクロバス等会葬車両が駐車場から車寄せにアプローチする際、敷地外を經由することや、火葬炉バックヤードを通るデメリットが生じます。交通動線分離の観点から、敷地出入口の分離のみに捉われない総合的な観点から、改善提案が可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、利用者の安全に配慮してください。
117	20	第2	4	(4)	5)		構内道路	車両の出入りは、敷地西側から進入し、敷地東側から退出することができ、敷地内は一方通行を原則とありますが、利用者の安全に配慮した上で車両を東側から侵入させ西側に退出する計画を提案することは可能でしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No.116を参照ください。
118	21	第2	5	(1)			基本要件	「太陽光及び雨水利用等の自然・再生可能エネルギー導入」とありますが太陽光と雨水利用必ず設置が必要な設備と考えて良いでしょうか。それとも自然・再生可能エネルギー導入の方法は事業者の提案によるものと考えて良いでしょうか。お教えください。	太陽光や雨水は例として示したもので、事業者の提案に委ねます。
119	23	第2	5	(2)			動力設備	「電気自動車充電設備を駐車場に設ける」とありますが、急速充電用など指定する仕様はなく事業者提案でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	23	第2	5	(2)			動力設備	動力設備において、電気自動車の充電設備を設置する事とありますが、設置個数等は事業者の提案と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	23	第2	5	(2)			受変電設備	高圧受電する施設を屋内(火葬ゾーン)に設置。と記載されていますが屋上や外部に設置など事業者の提案としてよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
122	23	第2	5	(2)			静止型電源	非常照明について直流電源装置を設置。とありますが、バッテリー内蔵型など用途に合わせて使い分けるなど事業者の提案としてよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
123	23	第2	5	(2)			発電設備	発電機燃料については軽油との記載があり、且つ後段の維持管理の要求水準において軽油についての記載がないため、軽油の充填は市側の業務との認識で宜しいでしょうか。	費用については市が負担しますが、充填は事業者が行ってください。
124	23	第2	5	(2)			発電設備	「常用防災兼用設備となるため、非常用の燃料槽を分けた計画」とありますが非常用燃料を残して発電機を停止するシステムを組むことで燃料槽を1つにまとめる提案をすることは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
125	23	第2	5	(2)			発電設備	基本計画P46 3日間(25件/日)とありますが、24時間で25件×3サイクル=75件を3日間 合計225件と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	23	第2	5	(2)			発電設備	燃料備蓄は7,500ℓ以上。と記載がありますが基本計画書に記載の160KVA発電機の場合3,000ℓから3,600ℓ程度と考えられます。備蓄容量については事業者の提案としてよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
127	23	第2	5	(2)			発電設備	常用防災兼用設備となるため、非常用の燃料槽を分けた計画とすること。と記載がありますが、160KVA発電機は常用電源では使用しないので非常時のみの燃料槽と解釈してよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
128	23	第2	5	(2)			発電設備	基本計画においては、ガスコージェネレーションシステムと非常用発電機を合わせて530kwの容量が想定されていますが、どのような負荷を想定しますでしょうか。また、発電容量は事業者の提案により、必ずしも530kwとする必要は無いという理解でよろしいでしょうか。	前段については、本施設を運営するのに適した負荷を想定しています。後段については、原案のとおりとします。

木更津市新火葬場整備運営事業

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問	回答
129	23	第2	5	(2)		発電設備	非常用発電機用の備蓄燃料は7,500L以上とありますが、これはあくまで非常用発電機への供給を想定しており、火葬炉の予備燃料としての供給は想定していないという理解でよろしいでしょうか。備蓄量の設定根拠をお示しください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、160kVA発電機の消費燃料から算定しました。
130	23	第2	5	(2)		発電設備	燃料保管設備は最大25件/日×3サイクルを3日間連続運転可能な燃料を備蓄とありますが、これは、都市ガスが供給されている場合での対応という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	24	第2	5	(2)		構内情報通信網設備	「施設運営・支援システムの使用に、適切なLAN設備」と記載があります。市職員専用の回線は設けず、あくまで施設運営・支援システムに必要な回線数と解釈して宜しいでしょうか。	市専用の回線は必要です。
132	24	第2	5	(2)		構内交換（電話）設備	公衆電話を含む全ての通信費は事業者の負担でしょうか。	ご理解のとおりです。
133	24	第2	5	(2)		構内交換（電話）設備	「維持管理・運営業務の効率性を考慮した回線数」と記載があります。市職員専用の回線は設けず、あくまで維持管理・運営業務に必要な回線数と解釈して宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
134	25	第2	5	(2)		防犯、機械警備設備	「門扉・柵等を設置すること」とあります。上山公園側からの散策路入口についても同様の措置が必要でしょうか。	必要です。
135	25	第2	5	(2)		自動火災報知設備	消防機関への火災通報装置を設置すること。と記載がありますが、消防協議により免除の場合は設置しなくてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	25	第2	5	(2)		ガスコージェネレーションシステム	「ガスコージェネレーションシステムについては、基本計画を参照すること」と記載があります。基本計画に記載してある370kWの発電機の設置が要求条件となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	25	第2	5	(2)		ガスコージェネレーション	「ガスコージェネレーションシステムは基本計画を参照すること」とありますが、基本計画に記載している370kWの発電機の設置が要求条件となりますでしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 136を参照ください。
138	25	第2	5	(2)		ガスコージェネレーション	「電力のピークカットと災害時の停電でも火葬業務を継続的に遂行できることを踏まえ、それに対応した発電容量とすること」とありますが、計画建物の規模に適した発電容量が370kW以下と判断される場合は、370kW以下のガスコージェネレーションシステムを提案することが可能と考えてよろしいでしょうか。 ※370kWの発電機の廃熱を有効に利用する場合、発電機の負荷率（＝稼働率）は真夏・真冬の冷暖房ピーク時で50%、その他の期間ではそれ以下が上限となり、廃熱を捨てるか、発電機を停止させる必要があると考えます。設備導入に伴う補助金申請とありますが、上述のケースでは基準となる省エネ率が達成できず、採択に至るのは難しいかと思われま。	原案のとおりとします。
139	25	第2	5	(2)		ガスコージェネレーション	ガスコージェネレーションの発電容量が事業者の提案となる場合、「燃料は、大規模災害でも耐震性に優れた都市ガス管（中圧管）で供給を受けること」とありますが、中圧を直接利用する機器だけでなく、中圧を低圧に変換して利用する機器も含めても良いと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細は都市ガス事業者に確認してください。
140	26	第2	5	(2)		ガスコージェネレーションシステム	「電力のピークカットと災害時の停電でも火葬業務を継続的に遂行できることであることを踏まえ、それに対応した発電容量とすること」と記載があります。発電容量が370kW以下と判断される場合は、370kW以下のガスコージェネレーションシステムを提案することが可能と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 138を参照ください。
141	26	第2	5	(2)		ガスコージェネレーションシステム	「燃料は、大規模災害でも耐震性に優れた都市ガス管（中圧管）で供給を受けること」と記載があります。発電容量が事業者提案となる場合は中圧を直接利用する機器のほかに、中圧を低圧に変換して利用する機器も含めても良いと解釈して宜しいでしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 139を参照ください。
142	25	第2	5	(2)		ガスコージェネレーションシステム	ガスコージェネレーションシステムについては基本計画書を参照と記載がありますが、発電機容量（160kW）、ガスコージェネレーションシステム容量（370kW）及び熱の利用については事業者の提案としてよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。

木更津市新火葬場整備運営事業

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
143	26	第2	5	(2)			ガスコージェネレーションシステム	設備導入に伴う補助金～と記載がありますが、入札時のコージェネシステム費の金額は補助金相当額を抜いた金額としてよろしいでしょうか。	ガスコージェネレーションシステムに係る補助金や交付金は考慮せず、本入札金額を算定して下さい。
144	27	第2	5	(4)			給水設備	受水槽は、災害時には通常の給水を停止させて運用を図ること。と記載がありますが、事業者側が提案した範囲のみ給水が使用できるとの解釈でよろしいでしょうか。	災害時に利用できるトイレは確保するようにして下さい。
145	28	第2	5	(5)			ガス設備	火葬の予備燃料は実装しなくても宜しいでしょうか？ 必要時に手配し、使用できる準備を整えておく提案は可能でしょうか？	全てを備蓄する必要はありませんが、火葬が中断・停止することのないように準備して下さい。
146	29	第2	6	(1)	2)		火葬炉設備主要項目	火葬炉使用時に都市ガスが遮断された時は、速やかに予備燃料に切り替えができる仕様とありますが、これは、使用中の火葬炉が火葬完了できることを求めているものであり、新たな火葬の実施を求めているものではないという理解でよろしいでしょうか。この理解の場合、予備燃料に切り替えて燃焼するのは、主燃焼炉のみという理解でよろしいでしょうか。	新たな火葬も含めます。
147	31	第2	6	(1)	3)		性能試験	着工前の排ガス等検査について、測定は市が過去に測定したアセスメントデータの項目について、同様の測定方法により実施する旨の記載があります。検査費用検討の参考とするため、当該測定方法等についてご教示ください。	火葬場の建設・維持管理マニュアルによるものです。 ダイオキシンの指針値は火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針によるものです。
148	31	第2	6	(1)	3)		定期検査	年2回以上、排ガスの測定を行うとありますが、年1回、2ヶ所（2系列）の排ガス測定を行うことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
149	32	第2	6	(1)	3)		定期検査	排ガスの測定対象系列は、同一系列を年2回測定するという理解でよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
150	34	第2	6	(2)	2)		燃焼設備	主燃焼炉及び再燃焼炉の炉内温度が800℃～950℃となっておりますが、必ず950℃以下になるように設定しなければならないのでしょうか。	原案のとおりとします。
151	35	第2	6	(2)			炉内台車	「台車の表面は目地無しの一休構造とすること」とありますが、表面の構造は炉メーカーによって異なっております。目地無し一休構造は特定の炉メーカーの仕様です。表面の構造については事業者提案としてもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
152	37	第2	6	(2)			排気筒	「排気筒上部にかさ等を設置しないこと」とありますが、これはどのような理由によるものでしょうか。当該項目に記載されているその他の排気筒要求事項を充たせば問題ないでしょうか。	原則、要求水準書の記述のとおりですが、排ガス基準を満たし、効率的な保守管理が出来るのであれば可とします。
153	40	第2	6	(2)	6)		柵運搬車	炉内台車運搬車と機能を兼用した設備としても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	41	第2	6	(3)	1)		計装制御一覧表	「詳細は事業者の提案とする。」とありますが、記載されている項目で不要と思われるものの削除、または設置位置の変更は可能でしょうか。	原案のとおりとします。
155	42	第2	6	(3)	2)		火葬炉現場操作盤	火葬炉企業ごとに制御システムが異なります。排煙濃度計を制御に利用しないシステムであり、かつ排ガス対策に支障がない場合は、事業者の判断で設置しなくても宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
156	44	第2	7	(1)	1)		予約の受付	インターネットによる予約は事業者、君津4市、葬祭業者のみが行える…とありますが、葬祭業者数はどの程度お考えでしょうか。ご教示願います。	葬儀業者数については、君津4市内に40者程度が営業しております。
157	44	第2	7	(1)	1)		予約の受付	霊安室の予約（一般）は、多目的室の利用者に限るのでしょうか。	霊安室の予約（一般）の制限はありません。
158	45	第2	8				事前調査業務	必要に応じて住民説明を行う等、近隣に配慮して業務を行うこと。とありますが、貴市が想定する近隣住民の地域・範囲をご教示願います。	木更津市墓地等の経営の許可等に関する条例第6条を参考に、市と協議のうえ、事業者が近隣住民の地域・範囲を想定して説明を行ってください。

木更津市新火葬場整備運営事業

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
159	45	第2	8				事前調査業務	事業者は、本事業に必要な調査を実施する場合、市及び関係機関と十分な協議を行う旨の記載があります。事前調査業務の一つに家屋調査を挙げられますが、当該調査範囲について目安が定まらないと費用の検討できません。市が想定する範囲についてご教示ください。また、事業者選定後、協議により範囲が増加した場合は、別途協議頂けると解釈してよろしいですか。	前段については、調査範囲については、新火葬場敷地周辺で影響があると推定できる範囲とします。後段については、協議に応じます。
160	48	第2	10	(3)			建設期間中の業務	交通渋滞その他建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施する旨の記載があります。本事業においては、造成工事において大量の建設発生土の搬出が伴います。工期短縮提案を踏まえると、大型ダンプによる搬出台数も非常に多くなることが想定されますが、近隣の了解が得られるか、現時点では判断できません。事業者選定後、搬出台数の制限を要求された場合、別途協議して頂けると解釈してよろしいですか。そうでない場合、公平な入札条件となるよう、1日当たりの大型ダンプ等の搬出台数について、上限台数をご教示ください。	協議に応じますが、事業者にて適切な搬出計画を提案してください。
161	48	第2	10	(3)			建設期間中の業務	工事は原則として日曜日及び祝日、並びに年末年始は行わない旨の記載がございますが、作業時間について明示がございません。近隣への説明会、要望等で作業時間が定まっておりましたら、公平な入札条件となるようご教示ください（工程計画等に影響するため）。	原則、午前8時から午後5時までとしますが、残土等の搬出時は児童等通学の時間は避けてください。
162	49	第2	10	(5)			建設期間中の業務	騒音・粉じん等、本要求水準書第2の13(2)「公害防止に係る基準」を遵守した計画とする旨の記載がありますが、一般の建設工事と同様、騒音規制法等による規制基準を遵守する対応でよいと解釈してよろしいですか（上記、公害防止に係る基準を遵守するためには、過大な設備を要する可能性があります）。	ご理解のとおりです。
163	49	第2	10	(5)			建設期間中の業務	工事期間中は火災や地震等の災害に対する事前対応を実施し、との記載がありますが、事前対応とはどのような対応を想定されているのかご教示ください。	火災や地震等に対して、被害の回避又は軽減するための対応を前もって行うことです。
164	49	第2	10	(5)	1)		建設期間中の業務	市は、事業者が行う定例会議等に立ち会うことができる旨の記載がありますが、定例会議の会場について、造成工事段階において、本敷地内に確保することは難しいと思慮します。貴市庁舎内に会場を確保する等のご協力は頂けますか。あるいは、事業者側で、敷地外の建物を賃借し、会場を準備する必要がございましたら、公平な入札条件になるよう、ご教示ください。	事業者にて会場を準備してください。
165	49	第2	10	(5)	1)		建設期間中の業務	No. 164に付随する質疑になります。定例会議の会場の規模を検討するため、貴市の参加人数について、ご教示ください。	3～5名程度を予定しています。
166	49	第2	10	(5)	1)		建設期間中の業務	No. 164に付随する質疑になります。定例会議の会場を本敷地（あるいは、本敷地外の近傍）に計画した場合、貴市参加者の移動手段は貴市にて確保して頂けると解釈してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
167	52	第2	11				備品等整備業務	事業者が専用利用するために必要な備品等とありますが、具体的にどのような備品等を想定されているのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
168	53	第2	13	(1)			基本要件	周辺地域住民等に広報業務を行うとは、具体的にはホームページのお知らせ欄に排ガス測定結果等を掲載する等でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	55	第2	14				所有権移転業務	登記は表題登記のみでよろしいでしょうか。また、登記の申請者は貴市であり、事業者はこれに必要な事務手続きのみ（司法書士への報酬含む）を行うという理解でよろしいでしょうか。	前段については、所有権保存登記も含まれます。後段については、ご理解のとおりです。
170	55	第2	14				所有権移転業務	本事業は施設整備後に所有権を貴市に引き渡すBTO型ですので、事業者側での登記が発生しないとの理解ですが、必要に応じて登記を行うとはどのような場合を想定されているのでしょうか。	必要性については、市が判断します。
171	56	第3	1				事業者の業務範囲	既存施設の各維持管理業務の現在の仕様書を開示して頂けますでしょうか。	所管課の市環境部環境管理課で確認してください。
172	60	第3	2	(8)			用語の定義	建築物修繕措置判定手法の書籍は平成5年発行版で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、最新版を確認してください。

木更津市新火葬場整備運営事業

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
173	62	第3	5		清掃業務	「清掃業務によって発生した廃棄物は適正な処理を行うこと」とありますが、ゴミ廃棄にかかる費用は、事業者負担でしょうか	ご理解のとおりです。
174	62	第3	6		植栽・外構維持管理業務	敷地北東部の環境緑地や散策路周辺の維持管理業務も本事業の範囲に含まれているのでしょうか	ご理解のとおりです。
175	62	第3	5		維持管理業務要求水準 清掃業務	現火葬場での日常清掃の作業時間帯をご示願います。	時間設定をしておらず随時行っています。
176	63	第3	7		警備業務	環境緑地は、警備の範囲外と考えてよいでしょうか。	散策路とその周辺、駐車場は警備の範囲となります。
177	64	第3	7		警備業務	人的警備については、警備業法で規定する警備員でなく、常駐する運営職員が定期巡回して、施設の防犯を管理することで対応して宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
178	65	第3	11		残骨灰、集じん灰の管理及び処理業務	年2回の排ガス検査以外に集じん灰を搬出する度にダイオキシン類の濃度を測定しなければならぬのでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	65	第3	11		残骨灰、集じん灰の管理及び処理業務	「集じん灰を搬出する場合はダイオキシン類濃度を測定すること」とありますが、これは搬出の度に測定するというのでしょうか。火葬件数から考えますと集じん灰の搬出は年間に10回程度発生するものと思われます。搬出の度に測定をするのでは測定費が膨大になります。排ガスと同様に年2回の測定として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
180	67	第4	2	(4)	全体要件	「炉の施錠・開錠を遺族とともに行うことなどで」とありますが、別の方法により焼骨の取り違え防止の対策を行えば炉の施錠・開錠は行わなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	68	第4	3	(2)	休場日	提案書の作成段階で、休場日や開場時間を事業者の提案で変更することは不可能であり、あくまで将来の火葬需要が変動した場合のみ変更可能と理解して宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
182	69	第4	4		予約受付業務	予約の受付・承認は、休業日を除く…とありますが、休業日とは前頁(2)の休場日と同じと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	69	第4	7		炉前業務	現火葬場において、副葬品として相応しくないものとして除去しているものの年間発生量は何々程度ですか。	現状では、除去しておりません。
184	70	第4	8		取骨方法	取骨方法について具体的な記載がありませんが、取骨方法は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 87を参照ください。
185	71	第4	10		待合室等関連業務	多目的室の利用もふくめて開場時間内の利用(午前8時30分から午後5時15分まで)と理解して宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
186	71	第4	11		物品販売業務	自動販売機において、アルコール類を販売は可能でしょうか。	可とします。
187	71	第4	11		物品販売業務	自販機及び、物品販売に関しては、独立採算としての扱いでしょうか。その場合、行政財産の貸付料の考え方をご教示下さい。	前段については、独立採算事業とするかどうかは事業者の判断に委ねます。後段については、1月当たり3,500円/㎡と想定して算定してください。
188	71	第4	11		物品販売業務	自動販売機または売店の設置に関し、行政財産使用料等は不要という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 187を参照ください。
189	71	第4	11		物品販売業務	酒類・食品の販売を行うことは必要でしょうか。また、弁当などの委託販売の制限はあるのでしょうか。市が希望する品目等ありましたらご教示願います。	前段については、可とします。後段については、事業者の提案に委ねます。
190	71	第4	12		公金収納代行業務	構成員、協力企業は第三者に該当しないとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	71	第4	12		公金収納代行業務	第三者に委託することはできないとありますが、構成員又は協力企業への委託は妨げないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	72	第4	14	(2)	庶務・広報業務	パンフレットの必要部数をお教えください。	供用開始時に2,500部を必要とし、その後は年間500部を必要とします。

木更津市新火葬場整備運営事業

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
193	73	第5	1		解体範囲	現火葬場には慰霊塔がありますが、この慰霊塔は新火葬場に移設するのでしょうか。ご教示願います。	現火葬場には慰霊塔はありません。また、現火葬場にある納骨堂についても移設の予定はありません。
194	73	第5	1		既存施設の解体撤去業務	現火葬場の慰霊塔は新火葬場への移設が必要でしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 193を参照ください。
195	73	第5	1		廃棄物の処分業務	残置物及び残置物(遺骨、骨粉etc)の種類、量についてお教えいただきたい。	残置物はありませんが、残置物については、市環境部環境管理課に確認してください。
196	73	第5	2	(1)	業務の概要	解体工事、新築工事全体として、土壌汚染対策法4条に係る調査が必要になると思われそうですが、どのように考えたら宜しいでしょうか。	法令を遵守してください。
197	73	第5	2	(1)	業務の概要	現火葬場に納骨堂がございますが、解体撤去において事業者は、当該工物の解体撤去費用のみを見込むと解釈してよろしいですか。そうでない場合、必要な処置・要領についてご教示ください。	ご理解のとおりです。
198	73	第5	2	(3)	全体要件	資料7以外にアスベスト等の有害物質の調査結果がお示しいただけていませんが、公表資料にて把握できないものによる対策費用については、貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	73	第5	2	(3)	全体要件	建物解体跡地は、環境緑地として整備すること。とありますが駐車場として整備することは不可でしょうか。	可とします。
200	73	第5	2	(3)	全体要件	調査報告書がない場合、適切な処理費用を検討することができません。事業者選定後、アスベストに関する調査分析を行い、当該調査結果を踏まえた処理を行うものと解釈してよろしいですか(即ち、入札段階においては、アスベストの調査分析費用のみを計上し、アスベストの除去・処分費用は精算対象となる)。	公表している資料から合理的に判断できない場合は、協議に応じます。
201	73	第5	2	(3)	全体要件	ダイオキシンの除去工事が生じる可能性があります。現段階において、汚染の程度を想定することは困難です。入札段階においては、ダイオキシンに関する調査分析費用を計上し、ダイオキシンの除去・処分費用は精算対象となると解釈してよろしいですか。	公表している資料から合理的に判断できない場合は、協議に応じます。
202	73	第5	2	(3)	全体要件	基礎は杭まで撤去する旨の記載があります。これは、駐車場整備等に支障のないレベルで切断撤去することは含まれず、あくまで、引抜撤去するものと解釈してよろしいですか。公平な入札条件となるようご教示ください。	ご理解のとおりです。
203	73	第5	2	(3)	全体要件	基礎は杭まで撤去する旨の記載があります。公表資料に基づき、杭の引抜費用を計上いたしますが、符合場は約40年前に建設され、杭径は400φであることから、不可抗力により途中で折れている可能性もございます。当該事象による引抜費用の増大については精算対象と解釈してよろしいですか。そうでない場合、公平な入札条件となるよう見積条件をご教示ください。	事業者の帰責によらない場合は、協議に応じます。
204	73	第5	2	(3)	全体要件	既存施設における備品について、貴市にて処分されると解釈してよろしいですか。そうでない場合、事業者側で処分費用を見込むため、残置される備品の種類・寸法・数量等について、ご教示ください。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 195を参照ください。
205	73	第5	2	(3)	全体要件	既存施設の解体撤去に地下タンクの撤去も伴いますが、解体撤去時は、当該タンクに残存する廃油等はないものと解釈してよろしいですか。そうでない場合、処理費計上のため必要な処置・要領等についてご教示ください。	ご理解のとおりです。
206	73	第5	2	(3)	全体要件	アスベストについて、関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により、適切に処分・処理を行う旨の記載があります。適切な処理費用を検討するため、アスベストに関する調査報告書がございましたらご公表ください。	アスベストに関する調査報告書については、「資料6 既存施設参考図」以外のものではありません。
207	74	第5	2	(3)	全体要件	アスベストやPCBの事前調査に掛かる費用及びアスベストやPCBが見つかった場合の撤去処理費用は、別途追加工事と考えて宜しいですか。	公表している資料から合理的に判断できない範囲については、ご理解のとおりです。

木更津市新火葬場整備運営事業

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
208	74	第5	2	(3)				全体要件	「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づく事前調査及びダイオキシン対策工事については、別途追加工事と考えて宜しいですか。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 201を参照ください。
209	74	第5	2	(5)				既存施設概要	地下オイルタンクについて、洗浄等の上、廃止手続きがされて引き渡されると考えて宜しいですか。	洗浄、撤去、手続き等も含めて、事業者の負担とします。
210	75	第6	2					基本要件	残土搬出において、土質検査の検査結果が、基準を満足しない場合に、別途発生する工期、費用に関して変更していただくことは可能でしょうか。	受入ができない状況の原因が、土壌汚染等、市に帰責がある場合に限り協議に応じます。
211	75	第6	2					基本要件	残土処分先にての受入が、できない状況になった場合、処分費は、変更可能でしょうか。	受入ができない状況の原因が、土壌汚染等、市に帰責がある場合に限り協議に応じます。
212	75	第6	2					基本要件	「造成計画については基本計画を参考とすること。」とありますが諸官庁協議により造成計画が基本計画と大きく異なる指導がある場合の要求水準事項についてお教えください。その場合、造成計画等は諸官庁協議の指導事項にしたがい基本計画と異なる提案を行うと考えてよろしいでしょうか。また造成計画への諸官庁指導事項が基本計画と大きく異なる場合、造成に関わる諸官庁協議手続きに関わる工期や造成工事に必要な工期は、基本計画の造成計画を前提とした工期と変わってくるため事業者で提案すると考えてよろしいでしょうか。お教えください。	工期変更が社会通念に照らして合理的であることが認められる場合に限り、協議に応じます。
213	75	第6	2					基本要件	残土の処分先については、「木更津計画事業 金田西特定土地区画整理事業地区内」へ搬出することを想定している旨の記載がございます。本事業による建設発生土（全数量）の受入れ可能と解釈してよろしいですか。また、公平な入札条件となるよう、1日当たりの受入れ土量についてご教示ください。	木更津区画整理事務所に確認してください。
214	75	第6	2					基本要件	上記に付随する質疑になりますが、公平な入札条件となるよう、当該処分先における1㎡当たりの処分単価についてご教示ください。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 213を参照ください。
215	75	第6	2					基本要件	造成計画について、基本計画を参考にする旨の記載がございます。計画敷地へのアプローチ（構内道路）計画部分において、現在、お墓が所在しております。施設整備期間開始段階においては、移設が完了しているものと想定してよろしいでしょうか。そうでない場合、移設完了の時期についてご教示ください。	ご理解のとおりです。
216	75	第6	2					基本要件	木更津都市計画事業 金田西特定土地区画整理事業地区内へは何㎡まで残土を搬出することが可能ですかご教示ください。また、金田西特定土地区画整理事業地区内への搬出可能数量を超過する場合、超過する数量の処分方法については民間提案と考えてよろしいでしょうか。	前段については、要求水準書に関する質問に対する回答No. 213を参照ください。後段については、ご理解のとおりです。
217	75	第6	2					基本要件	搬出土質検査の結果、基準を満たしていないことが判明した場合に発生する費用に関するリスク、工期延長のリスクは貴市が負うものと考えてよろしいでしょうか。	土壌汚染等、市に帰責がある場合に限り協議に応じますが、それ以外は事業者の責任で対処していただきます。
218	75	第6	2					基本要件	残土処分先と想定している「木更津都市計画事業 金田西特定土地区画整理事業地区内」については、搬出時期、機種の制限はないと考えてよいか	木更津区画整理事務所に確認してください。
219	76	第7	2					基本要件	交通整理員は常時6か所に配置でしょうか。ゲートを設け、工事車両が通過しない時間及び工事期間中の夜間の封鎖で対応でしょうか。	工事用車両が通行する際は常時6か所必要となります。
220	76	第7	2					基本要件	工事用道路は運搬専用道路となることから、造成工事及び新火葬場建設工事より先行着手する旨の記載がございます。工事用道路が開通しなければ、いかなる工事車両であっても、市道234-2号線や、林道宮内線を介した通行は不可と捉えられます。地盤調査や敷地測量、除草、伐採等、軽微な資機材の運搬のみに供する工事車両は通行可能と解釈してよろしいでしょうか（工程計画等に係わる公平な入札条件となるようご公表下さい）。	工事用道路の通行車両は、搬出土の運搬など比較的大きい車両を想定しており、普通自動車等が市道を通行することは可能と考えます。ただし、住民説明会等の意見を参考とし、周辺住民の迷惑とならないよう配慮してください。

木更津市新火葬場整備運営事業

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
221	76	第7	2		基本要件	工事用道路は工事完了後も一般車両への供用はしないため、バリケードフェンス等で封鎖する旨の記載がございますが、当該道路の端部（起点・終点）のみと解釈してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
222	76	第7	2		基本要件	バリケードフェンス等については、一般的に用いられるロードフェンス（H=1.8m）を単管パイプ下地組の上支持する程度でよろしいですか。そうでない場合、貴市にて想定される仕様の詳細（管理用の入口有無、当該入口の施設有無等）をご教示ください。また、事業者選定後、協議により計画の変更がなされた場合、別途協議と解釈してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
223	76	第7	2		基本要件	工事用道路整備については、「資料8 工事用道路参考図」を参考にする旨の記載がございますが、当該参考図に記される、避難帯の整備等についても指定でなく、事業者提案に委ねられると解釈してよろしいですか。	避難帯の整備等については、市との協議になります。
224	76	第7	2		基本要件	工事用車両が通過する際は、合計6か所において交通整理員を配置する旨の記載があります。この工事用車両には、通勤車両は含まれないものと解釈してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
225	76	第7	2		基本要件	例えば工事用道路造成工事において、当該工事場所から工事車両が周辺道路を往来しない工事期間（測量、地盤調査等）において、交通誘導員の配置箇所数を減じる対応を行っても要求水準書の未達には該当しないものと解釈してよろしいですか。そうでない場合、公平な入札条件となるよう、工事作業日は例外なく6か所以上に交通誘導員を配置する旨、参加事業者に周知をお願いいたします。	ご理解のとおりです。
226	76	第7	2		基本要件	工事用道路について、工事完了後も一般車両への供用はしない旨の記載があることから、舗装の仕様等は事業者提案によるものと解釈してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
227	76	第7	2		基本要件	「林地開発手続きの協議支援を行うこと。」とありますが、協議の結果「資料8 工事用道路参考図」と大きく異なる指導がされる場合、工期を延伸していただくことは可能でしょうか。また、費用を変更していただくことは可能でしょうか。	工期変更が社会通念に照らして合理的であることが認められる場合に限り、協議に応じます。
228	76	第7	2		基本要件	「工事用道路整備については「資料8 工事用道路参考図」を参考とすること。」とありますが、諸官庁協議により工事用道路整備が基本計画と大きく異なる指導がある場合の要求水準事項についてお教えてください。その場合、工事用道路整備は諸官庁協議の指導事項にしたがい「資料8 工事用道路参考図」と異なる提案を行うと考慮してよろしいでしょうか。また工事用道路整備への諸官庁指導事項が基本計画と大きく異なる場合、工事用道路整備に関わる諸官庁協議手続きに関わる工期や造成工事に必要な工期は、「資料8 工事用道路参考図」を前提とした工期と変わってくるため事業者で提案すると考慮してよろしいでしょうか。お教えてください。	工期変更が社会通念に照らして合理的であることが認められる場合に限り、協議に応じます。
229	76	第7	2		基本要件	a. 「工事用道路整備については、資料8、工事用道路参考図を参考とすること」とありますが、残土搬出量の低減を行う上で、仮設道路としての機能が満たされる道路線形及び道路縦断勾配の見直しを検討したいと考えています。お教えてください。 b. 「林地開発手続きの協議支援を行うこと」とありますが、工事用道路整備に伴って、新たな調整池を確保しなければなりません。設置場所の位置等についてお教えてください。	前段については、「資料8 工事用道路参考図」に示した道路線形で計画してください。また、道路縦断勾配に関しては事業者の提案に委ねます。 後段については、調整池が必要な場合は、「資料8 工事用道路参考図」で工事用道路として整備する範囲内で設置してください。
230	76	第7	2		基本要件	縦断線形、並びに切土・・排水計画は、「土木共通仕様書」に従ったと有りますが行政指導によりこれが変更された場合、工期を延伸していただくことは可能でしょうか。また、費用を変更して頂くことは可能でしょうか。	工期変更が社会通念に照らして合理的であることが認められる場合に限り、協議に応じます。
231	76	第7	2		基本要件	切土・盛土の法面安定、面防護についても同様に、「土木共通仕様書」に従ったと有りますが行政指導によりこれが変更された場合、工期を延伸していただくことは可能でしょうか。また、費用を変更して頂くことは可能でしょうか。	工期変更が社会通念に照らして合理的であることが認められる場合に限り、協議に応じます。

木更津市新火葬場整備運営事業

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
232	76	第7	2		基本要件	工事用道路の残土の処分先については、造成工事同様に「木更津都市計画事業 金田西特定土地区画整理事業地区内」への搬出と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、金田西特定土地区画整理事業地区内に限定するものではありません。
233	76	第7	2		基本要件	工事用道路の残土搬出量の想定を教えてください。	公表資料から事業者にて判断してください。
234	76	第7	2		基本要件	工事用道路の施工に伴い発生した残土においても造成工事の残土同様、金田西特定土地区画整理事業地区内への搬出が可能と考えるとよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 232を参照ください。
235	76	第7	2		基本要件	「資料8の範囲を事業者内業務として計画に入れるものとする」とは、資料8に示された待避所、排水施設、舗装等を参考図に従い施工しなければならないの事でしょうか。	「資料8 工事用道路参考図」は参考として示したものであり、事業者の提案に委ねます。
236	76	第7	2		基本要件	工事用道路として整備する都市計画道路の施工範囲は、事業契約後ただちに工事に着手できるよう用地が確保されていると考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
237	77	第8	2		基本要件	「環境緑地」の事業者維持管理の範囲は、下草刈、芝刈りのみと考えてよいでしょうか。また緑地の夜間立ち入りについてはどのように考えたらよいでしょうか。	前段については、その他にも樹木の剪定、間伐も含まれます。後段については、駐車場境界線の施錠、監視カメラ等の設置で対応ください。
238	77	第8	2		基本要件	「環境緑地計画については 基本計画を参考とすること。」とありますが諸官庁協議により環境緑地計画が基本計画と大きく異なる指導がある場合の要求水準事項について教えてください。その場合、環境緑地計画等は諸官庁協議の指導事項にしたがい基本計画と異なる提案を行うと考えるとよろしいでしょうか。また環境緑地計画への諸官庁指導事項が基本計画と大きく異なる場合、環境緑地に関わる諸官庁協議手続きに関わる工期や造成工事に必要な工期は、基本計画の造成計画を前提とした工期と変わってくるため事業者で提案すると考えるとよろしいでしょうか。お教えてください。	工期変更が社会通念に照らして合理的であることが認められる場合に限り、協議に応じます。
239	77	第8	2		基本要件	「林地開発手続きの協議支援を行う」とありますが林地開発は市が取得すべき許可であり、事業者はその協議支援を行うと考えてよろしいでしょうか。また林地開発が市が取得すべき許可である場合は、実施方針書に記される通り許可リスクの負担者は市であると考えてよろしいでしょうか。お教えてください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、事業者の備責によらない場合は、市の責任となります。
240	資料1 資料2				位置図 測量図	資料1,2により全体平面図、測量図が提示されているが、用地境界を示すポイントの座標の明示がありません。各境界点の座標リストおよび測量時に使用している基準点の明示、測量成果簿等の開示をしていただけないでしょうか。	事業者決定後、事業者へ開示します。
241	資料2				測量図	現地説明会の際、既存火葬棟の裏に納骨室があることが分かりました。ご提供の資料2:測量図にも示されており、納骨室も解体撤去の対象と考えるとよろしいでしょうか。また新斎場において納骨機能の継承は必要ないと考えるとよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 193を参照ください。
242	資料2				測量図	現地説明会の際、通信鉄塔の脇に個人のお墓があることが分かりました。ご提供の資料2:測量図で確認すると敷地内にあるように見受けられます。お墓所有者との調整はなされていて、お墓はない前提で提案できると考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
243	資料2				測量図	工事に使用する基準点の測量網図および基準点、用地境界座標リストの開示を要求します。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 240を参照ください。
244	資料2				測量図	工事に使用する水準点の資料の開示を要求します。	要求水準書に関する質問に対する回答No. 240を参照ください。
245	資料2				測量図	工事用道路の路線測量に関する資料（計算書、座標リスト）の開示を要求します。	事業者決定後、事業者へ開示します。
246	資料8				工事用道路参考図	資料8において工事用道路参考図が提示されているが、路線計画における道路線形計算書等の資料を開示いただけないでしょうか。	事業者決定後、事業者へ開示します。
247	資料8				工事用道路参考図	計画平面図に示された工事用道路整備範囲の林道および都市計画道路の用地境界、道路中心線の詳細図および座標リストの開示を要求します。	事業者決定後、事業者へ開示します。

木更津市新火葬場整備運営事業

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
248	資料9						備品等一覧	備品等一覧（参考）では市が最低限必要とする備品が示されています。事業者は様式9-9（9）備品リストにて備品を提案することになりますが、事業者が使用する備品は備品リストには記載せず事業者自らが管理し修繕・更新を行うとの理解で宜しいでしょうか。	現時点で予定している備品については、提案書に記載してください。事業者が使用する備品については、ご理解のとおりです。
249	資料9						備品等一覧	五具足、焼香台、りんセットなどの仏具は別の宗教の方には不快とされますが、どのようにお考えですか。	告別等に際しては、様々な宗教へ配慮したうえで設置してください。
250	資料9						備品等一覧	多目的室のキャビネット、清掃道具ロッカーは、他の室に設置することとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

木更津市新火葬場整備運営事業

■落札者決定基準に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
1	5	別紙	1	(1)	イ		既存施設（現火葬場）の跡地利用計画	既存施設の跡地利用計画の審査の基準として、「緑地を活用した散策路や休憩スペースについて、周囲景観を踏まえたランドスケープの提案がなされているか。」とありますが、既存施設の跡地とは既存火葬場の北側の斜面部を含めた範囲を指していると考えてよろしいでしょうか。お教えください。	ご理解のとおりです。
2	5、6	別紙						工事用道路の設計や施工に対する提案を審査する箇所が不明です。提案者が適切と思われる箇所に工事用道路についての提案を行い審査をしていただくと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	5、6	別紙						工事用道路の提案を記載する箇所がございません、工事用道路の提案は不要という事でよろしいでしょうか。	落札者決定基準に関する質問に対する回答No.2を参照ください。
4	8	別紙	3	(2)	イ		提案内容の審査項目	財務の健全性及び安定性を審査する際に使用する財務分析指標は具体的に決まっていますでしょうか、ご教示ください。	債務超過や赤字継続の有無などを確認します。

木更津市新火葬場整備運営事業

■様式集に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答	
1	1	1	(1)		全般	金融機関、君津4市内の企業以外の関心表明書など、提案の確実性を示すための必要最小限の資料の添付は認められますでしょうか。	不可とします。 関心表明書等の提出については、様式8-2、8-8、8-11の記載事項及び留意点をご確認ください。	
2	1	1	(3)		留意事項	正本には企業名を記載するとありますが、正本と副本を異なる記述とすると、レイアウトが乱れてしまいます。正本の内容自体は副本と同様とし、別途企業名対応表を添付することとして頂けますでしょうか。	不可とします。	
3	4	2	(4)	イ	(9)	提出方法	バイブ式ファイルとありますが、リング式ファイルでもよろしいでしょうか。	可とします。
4	4	2	(4)	イ	(9)	提出方法	ファイルはバイブ式との指定ですが、バイブ式は薄いものがないので、2穴リング式でも宜しいでしょうか。	可とします。
5	4	2	(4)	イ	(二)	提出方法	バイブ式ファイルとありますが、リング式ファイルでもよろしいでしょうか。	可とします。
6	4	2	(4)	イ	(イ)	提出方法	インデックスは、施設整備業務等に関する事項、維持管理業務及び運営業務に関する事項、事業計画に関する事項の3つでよろしいでしょうか。また、設計図書には不要という理解でよろしいでしょうか。	インデックスは、設計図書も含めて各様式に付けてください。
7	4	2	(4)	イ	(イ)	提出方法	インデックスは表紙ごと（施設整備業務・事業計画など）でしょうか。様式ごと（様式6-1、6-2など）でしょうか。	様式集に関する質問に対する回答No.6を参照ください。
8	4	2	(4)	イ	(イ)	提出方法	JWCAD（dxf変換）での提出が求められていますが、CADデータをベースに、別途Illustrator等により提案書用の装飾を行うため、CADデータと提案書用データは異なるものとなります。Illustrator等で作成したPDF形式のみの提出としてよろしいでしょうか。	可とします。
9	6～13	3			記載内容	工事用道路の設計や施工に対する提案を記述する箇所が不明です。提案者が適切と思われる箇所に工事用道路についての提案を行うと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
10	6～13	3			記載内容	工事用道路に関する提案を記載する様式がございません。工事用道路の設計・施工等に関する記述は不要という事でよろしいでしょうか、ご教示ください。	様式集に関する質問に対する回答No.9を参照ください。	
11	8	3			維持管理業務及び運営業務に関する事項	火葬タイムスケジュールの提案を記載する様式がございませんが、基本計画P48で示すの火葬タイムスケジュールを前提に配置人員等を検討すれば宜しいのでしょうか？それとも事業者で火葬タイムスケジュールを提案するものとして、別添資料として提出しても宜しいでしょうか？	基本計画P.48で示す火葬タイムスケジュールを参考に配置人員等を検討してください。	
12	17～23	様式2-1 ～ 2-3			参加表明書 他	代表企業代表者又は復代理人の記載欄について、復代理人を選任した場合であっても代表企業代表者で押印する理解で宜しいでしょうか。	復代理人を選任した場合であれば、復代理人が押印することで結構です。	
13	17	様式2-1			参加表明書	申請者は代表企業代表者又は復代理人とありますが、「又は」とはどちらでも宜しいとの事でしょうか。復代理人を選任した場合は復代理人となるのでしょうか。復代理人が代表企業の社員で本案件の担当者の場合には個人の使用印鑑を押すこととなるので違和感を感じます。ご教示願います（様式2-2、2-3も同様）。	様式集に関する質問に対する回答No.12を参照ください。	
14	20	様式2-2 [1/2]			参加資格申請書	添付書類の連結決算の貸借対照表及び損益計算書【直近3年分】は枚数が多くなるため、企業ごとに両面印刷でも構わないでしょうか。	可とします。	
15	20	様式2-2 [1/2]			参加資格申請書	納税証明書として地方税等を滞納していない証明とありますが、必要な税金の種類を教えてください。	法人税、消費税、法人事業税及び法人住民税となります。	
16	20	様式2-2 [1/2]			参加資格申請書	納税証明書において、未納のない証明が発行されない市町村の場合は税額表示がされた証明書の提出でも構わないでしょうか。	可とします。	
17	18	様式2-2 [1/2]			参加資格申請書	納税証明書の国税の税目は、法人税、消費税等で宜しいでしょうか。証明書の種類は、「その3の3」未納がない証明で宜しいでしょうか。	可とします。	

木更津市新火葬場整備運営事業

■様式集に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
18	18	様式 2-2 [1/2]			参加資格申請書	「納税証明書（直近1年分の国税、地方税等を滞納していないことが証明できるもの）」とありますが、それぞれ、「滞納が無いことの証明書」の提出でもよろしいでしょうか。	可とします。
19	18	様式 2-2 [1/2]			参加資格申請書	納税証明書は、その3の3の提出で良い、という理解でよろしいでしょうか。	様式集に関する質問に対する回答No.17を参照ください。
20	18	様式 2-2 [1/2]			参加資格申請書	地方税の税目は、本店所在地の市税のうち地方法人税、法人事業税で宜しいでしょうか。	様式集に関する質問に対する回答No.15を参照ください。
21	18	様式 2-2 [1/2]			参加資格申請書	納税証明書は、本店所在地のものでよろしいでしょうか。あるいは、貴市への入札参加申請を支社・事務所等で登録している場合は当該支社・事務所等の都道府県税・市町村税の納税証明書も必要でしょうか。	木更津市への入札参加申請を支社・事務所等で登録している場合は、当該支社・事務所等の都道府県税・市町村税の納税証明書も必要となります。
22	25	様式 2-5			委任状（復代理人）	復代理人とは代表企業の代表者から委任され、直接入札提案書類を提出し開札に立会う者との理解で宜しいのでしょうか。仮にそうであれば、当グループの場合は代表企業の一職員で本事業案件の担当者となります。その担当者個人の使用印鑑を「入札書の封筒の封かん印」他にに押すようになりますが、それで良いのでしょうか。また、委任事項にはSPC設立までの契約に関することまで含まれています。基本協定書上での復代理人の扱いはどうなるのかと疑問に感じています。ご教示願います。	前段、中段ともに、ご理解のとおりです。後段については、基本協定書には落札者を構成する各社（代表企業、構成員及び協力企業）の代表者印を押します。復代理人は、基本協定締結に向けての手続きなどを行っていただきます。
23	27	様式 2-6 [2/2]			火葬炉納入・設置実績調査書	添付する契約書の写しは、施設名称等の記載内容が分かる範囲でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	27	様式 2-6 [2/2]			火葬炉納入・設置実績調査書	「※2 当該実績の分かる契約書の写しを添付すること。」とありますが、工事が完了したことが判る書類は別途提出が必要でしょうか。	工事が完了したことが分かる書類も併せて提出してください。
25		様式 6-13			(8) 施設整備費等見積書	1から4の項目に保険料等諸経費とありますが、SPC設立費、会社維持費等の費用は当該項目に計上することで宜しいでしょうか。	可とします。
26		様式 6-13			(8) 施設整備費等見積書	2工用道路整備以下の項目についても、1施設整備費に準じて項目名を調整、追加しても宜しいでしょうか。	可とします。
27		様式 6-13			(8) 施設整備費等見積書	サービス購入料Aに1.④共通費が含まれていませんが、入札説明書別紙2においては、特段の記載がありません。共通費のサービス購入料の区分をお示しください。	左記の共通費については、サービス購入料Bに含まれます。
28		様式 6-13			(8) 施設整備費等見積書	施設整備業務に含まれる、事前調査業務、備品等整備業務、環境保全対策業務、所有権移転業務、各種申請等業務の計上箇所がありません。適宜行を追加して計上してよろしいでしょうか。	可とします。
29		様式 6-13			(8) 施設整備費等見積書	SPC設立費、施設整備期間のSPC運営費等の諸経費も施設整備費に含まれると考えますが、1.の別途項目として計上することで宜しいでしょうか。	可とします。
30		様式 7-6			(3) 維持管理費内訳書	各年度における事業者の実際の支払額を記入することとありますが、事業者から構成員又は協力企業への支払予定額を平準化する場合は、平準化した額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	様式7-6は、維持管理・運営期間における維持管理業務の発生頻度などを確認するためのものです。左記の契約の場合は、当該構成員又は協力企業が本事業で行う維持管理業務の発生頻度などを明記してください。
31		様式 7-6			(3) 維持管理費内訳書	人件費以外①・②とありますが、具体的にどのような項目で費用を分けるのでしょうか。項目の内容は事業者の提案によるのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
32		様式 7-7			(4) 維持管理費内訳書（修繕及び更新費）	「施設整備費等見積書【様式6-13】・・・B」欄は、様式6-13の合計（＝1+2+3+4）の金額を記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33		様式 7-7			(4) 維持管理費内訳書（修繕及び更新費）	各年度における事業者の実際の支払額を記入することとありますが、事業者から構成員又は協力企業への支払予定額を平準化する場合は、平準化した額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	様式7-7は、維持管理・運営期間における修繕及び更新業務の発生頻度などを確認するためのものです。左記の契約の場合は、当該構成員又は協力企業が本事業で行う修繕及び更新業務の発生頻度などを明記してください。

木更津市新火葬場整備運営事業

■様式集に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
34		様式 7-12			(7) 運営費内訳書	各年度における事業者の実際の支払額を記入することありますが、事業者から構成員又は協力企業への支払予定額を平準化する場合、平準化した額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	様式7-12は、維持管理・運営期間における運営業務の発生頻度などを確認するためのものです。 左記の契約の場合は、当該構成員又は協力企業が本事業で行う運営業務の発生頻度などを明記してください。
35		様式 7-13			(8) 光熱水費積算書 (参考)	本事業における光熱水費は貴市が供給業者と契約し、貴市が負担をされますので、様式7-13 光熱水費積算書においては全グループ統一の料金単価を用いた方がよろしいのではないでしょうか。	原案のとおりとします。
36		様式 7-13			(8) 光熱水費積算書 (参考)	様式枚数制限が1枚となっています。積算根拠となる計算書等の資料は提案書としては不要でしょうか。ご教授願います。	積算根拠となる計算書等の資料は不要です。
37		様式 8-6			オ サービス購入料 Dの支払表	「⑧物品販売業務」の行がありますが、物品販売業務は独立採算事業と認識しています。サービス購入料が発生するのでしょうか。	物品販売業務を独立採算事業とするかどうかは事業者の判断に委ねます。
38		様式 8-6			オ サービス購入料 Dの支払表	SPCの運営に必要な諸経費や利益は、本様式3その他で計上するで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39		様式 8-6			オ サービス購入料 Dの支払表	月途中での引渡、供用開始等を考慮し、第1回目の金額は、必ずしも第2回目の4/3とする必要は無い場合、月ごとの金額は合計を184ヵ月で除したものを記載したうえで、excel入力済みの数式は考慮せず実際の各回りの金額を記載してよろしいでしょうか。	本施設の引渡しは月初となりますので、原案のとおりとします。
40		様式 8-6			オ サービス購入料 Dの支払表	SPCの運営に必要な諸経費や利益等については、本様式の「3 その他」にのみ記載し、様式7-6及び7-12への記載は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41		様式 8-7			カ 長期収支計画表	「※ 便宜上、市から事業者へ支払う対価のキャッシュ収支は市からの支払いまでの期間のズレを考慮せず、事業を実施した年度に計上すること。」とありますが、損益計算書への対応であり、キャッシュフロー計算書はこれにかかわらずとして宜しいでしょうか。	キャッシュフロー計算書についても、便宜上、支払いまでの期間のズレを考慮せず計上してください。
42		様式 8-7			カ 長期収支計画表	物品販売収入をSPCではなく構成員又は協力企業に帰属させる場合、本様式への記載は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	34	様式 8-9			イ 保険の付保	保険契約書とは、保険契約者の誤りでしょうか。	ご理解のとおりです。 「保険契約書」を「保険契約者」に修正してください。
44	36	様式 8-11			ア 地域経済への貢献	君津4市内から雇用した社員への給与は、発注予定額に含めないとありますが、一次下請け・委託への発注予定額から、給与を控除することは困難です。これらについては発注予定額に含めてもよろしいでしょうか。	可とします。
45		様式 9-1			(1) 全体配置図	1枚目と2枚目の記載内容はどのように区分すればよろしいでしょうか。	例えば、1枚目は配置図、2枚目は会葬者等及び車両の軌跡が分かる動線計画といった区分が考えられます。

木更津市新火葬場整備運営事業

■基本協定書（案）に関する質問に対する回答

No.	条	項	号	カナ等	別紙	項目名	質問	回答
1	4	3				株式の譲渡等	市が承認する第三者への株式譲渡における譲渡価格は時価との理解で宜しいでしょうか。	譲渡価額は時価に限りません。
2	6	3				事業契約	（最終段）かかる落札者の損害買取債務も連帯債務とする。とありますが、これはコンソーシアム企業すべてで連帯するとの考え方でしょうか。	ご理解のとおりです。
3	6	3				事業契約	契約を締結しないとする事項は、貴市の先行PFI事業と同様、デフォルト発生が本事業の入札手続きに関するものであるときに限定して頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
4	10					救済措置	本条でのデフォルト発生については、本事業の入札手続きに関するものであるときに限定して頂けますでしょうか。 本条の規定は貴市の先行PFI案件では規定が無く、また、第6条第3項第4号の規定などは、軽微な事故でも発生しうる事項であり、事業者にとってリスクが過大と思慮します。	原案のとおりとします。

木更津市新火葬場整備運営事業

■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	条	項	号	カナ等	別紙	項目名	質問	回答
1	1	1	(42)			定義	法令変更には地域別最低賃金の改定も含まれますか。	ご理解のとおりです。
2	5	1				事業場所	本件工事期間ではなく、本件工事着工日以前においても、調査の実施を認めて頂けますでしょうか。	調査の実施は第15条の規定によります。
3	5	3				事業場所	埋蔵物の定義上、文化的等の価値が高いものに限定されていますが、その他の地下埋蔵物についても、公表資料等からでは判断できないものは、貴市のリスク負担としていただけますでしょうか。	埋蔵物の内容は、第1条第49号に定めるとおりとします。なお、土地の瑕疵に該当するときは、第15条第4項で救済される場合があることに留意ください。
4	8	1 5				許認可及び届出等	1項には、「事業者は、第5項の場合を除き、・・・一切の許認可の取得及び届出等を・・・行う」とありますが、5項において市が取得又は届出を行う必要がある許認可とは何ですか。お教えください。	第5項は、市が許認可を取得又は届出を行う必要が生じた場合の規定です。
5	9	1 2				契約保証金	契約保証金の納付期間又は履行保証保険の付保期間は、本契約締結日から施設引渡しまででしょうか。	解体業務を除く施設整備業務については、第1条第31号に定める整備期間とします。解体業務については、本契約成立日から解体工事期間満了日までとします。
6	9	1				契約保証金	契約保証金納付後に消費税及び地方消費税が増税となった場合には追加納付の必要がございますでしょうか。	追加納付の必要があります。消費税に限らず施設整備費の変更があった場合には、市は、不足する額を請求することができます。
7	9	1				契約保証金	「本契約の締結と同時に」の本契約とは、議会の議決日との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	9	1				契約保証金	契約保証金は、施設整備費の10分の1に相当する額に消費税を加えたものという理解でよろしいでしょうか。	契約書において、「施設整備費（消費税及び地方消費税を含む。以下本条において同じ。）」と修正します。
9	9	2				契約保証金	履行保証保険を締結する場合、整備期間と解体工事期間に分割し、ほぼ額も各々の業務相当額を基準としてよろしいでしょうか。	事業契約書（案）に関する質問に対する回答No.5を参照ください。
10	12	3				基本設計の完了	基本設計に係る設計図書の内容を承諾した旨を通知するとございますが、貴市より事業者に対し、書面で通知するという理解でよろしいでしょうか。金融機関が資金実行時の確認資料として求める場合もございますので、書面での通知をお願いいたします。	第85条の規定に基づき通知するものとします。
11	12	3				基本設計の完了	貴市の承諾を得るまでの期間は、相当の期間ではなく、14日以内など具体的日数で規定して頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。市の承諾が円滑に行われるため、本案に定める提出書類等は十分な品質を確保してください。
12	13	3				実施設計の完了	実施設計に係る設計図書の内容を承諾した旨を通知するとございますが、貴市より事業者に対し、書面で通知するという理解でよろしいでしょうか。金融機関が資金実行時の確認資料として求める場合もございますので、書面での通知をお願いいたします。	事業契約書（案）に関する質問に対する回答No.10を参照ください。
13	13	3				実施設計の完了	貴市の承諾を得るまでの期間は、相当の期間ではなく、14日以内など具体的日数で規定して頂けますでしょうか。	事業契約書（案）に関する質問に対する回答No.11を参照ください。
14	14	3	(1)			設計の変更	設計変更によるサービス購入料の増減はサービス購入料A又はCで行われるという解釈でよろしいでしょうか。構成会社への支払時期を考慮し、サービス購入料B又はDでは増減しないいただきたい。	サービス購入料Bで対応します。
15	14	3				設計の変更	貴市にご負担いただきます「損害、損失又は費用」には、合理的な範囲で金融費用が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、合理的な範囲であることを明らかにしてください。
16	14	3				設計の変更	事業者において発生した損害、損失又は費用には建設期間中の借入金に係る利息等の金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）に関する質問に対する回答No.15を参照ください。
17	14	5				設計の変更	貴市にご負担いただきます「損害、損失又は費用」には、合理的な範囲で金融費用が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）に関する質問に対する回答No.15を参照ください。
18	14	5				設計の変更	事業者において発生した損害、損失又は費用には建設期間中の借入金に係る利息等の金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）に関する質問に対する回答No.15を参照ください。

木更津市新火葬場整備運営事業

■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	条	項	号	カナ等	別紙	項目名	質問	回答
19	15	4				事前調査	貴市にご負担いただきます「追加的な費用」には、合理的な範囲で金融費用が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）に関する質問に対する回答No. 15を参照ください。
20	15	4				事前調査	土地の瑕疵に起因するリスクは第15条4項の規定を準用し、客観的かつ合理的に推測できないものは市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲で市が負担するものとします。
21	16	1				本件工事に伴う近隣対策等	事業計画の説明とありますが、ここでの事業計画とはあくまでも事業者が実施する業務に関するものに限り、その他については貴市において説明を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	16	4				本件工事に伴う近隣対策等	貴市にご負担いただきます「損害、損失又は費用」には、合理的な範囲で金融費用が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）に関する質問に対する回答No. 15を参照ください。
23	27	1				中間確認及び建設現場立会い等	事業者に対して本件工事について中間確認を求めた際に、中間確認後に市から確認した旨の書類などは発行されますでしょうか。	発行しません。
24	29	1	(2)	イ		火葬炉の性能試験	「火葬炉の性能試験は引渡日の10日以内に実施すれば足るものとする。」とありますが、実際に火葬が開始されるのは供用開始後となることから、引渡日ではなく供用開始予定日としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
25	35	2				工事の一時停止	貴市にご負担いただきます「損害、損失又は費用」には、合理的な範囲で金融費用が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）に関する質問に対する回答No. 15を参照ください。
26	35	2	(1)			工事の一時停止	工事の一時停止によるサービス購入料の増減はサービス購入料A又はCで行われるという解釈でよろしいでしょうか。構成会社への支払時期を考慮し、サービス購入料B又はDでは増減しないいただきたい。	本施設の工事の一時停止については、サービス購入料Bで対応します。本施設の解体、撤去等の一時停止については、サービス購入料Cで対応します。
27	35	2				工事の一時停止	事業者が直接生じる損害、損失又は費用には建設期間中の借入金に係る利息等の金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）に関する質問に対する回答No. 15を参照ください。
28	36	2				工期の変更	諸官庁協議や諸官庁手続き等の理由により（林地開発手続き等）、土地利用計画が基本計画と大幅に変更になったり、工事用道路が要求水準書「資料8参考図」より大幅に変更になるような場合は、工期の変更の請求は可能でしょうか。	大幅に変更になったことをご説明いただいたうえで判断します。
29	37	1				工期変更の場合の費用負担	貴市にご負担いただきます「損害、損失又は費用」には、合理的な範囲で金融費用が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）に関する質問に対する回答No. 15を参照ください。
30	37	1	(1)			工期変更の場合の費用負担	工期変更によるサービス購入料の増減はサービス購入料A又はCで行われるという解釈でよろしいでしょうか。構成会社への支払時期を考慮し、サービス購入料B又はDでは増減しないいただきたい。	事業契約書（案）に関する質問に対する回答No. 14を参照ください。
31	37	1				工期変更の場合の費用負担	事業者において発生した損害、損失又は費用には建設期間中の借入金に係る利息等の金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）に関する質問に対する回答No. 15を参照ください。
32	40	1				本施設の引渡し等	貴市に引渡し完了した場合、引渡しを証する書面を発行いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、当該書面の発行には、どの程度の期間を要しますでしょうか。（融資金融機関による融資に際して必要となる書類であることから、引予定日当日に交付いただけますようお願いいたします。）	第31条の規定に基づき完成確認証は発行しますが、引渡しを証する書面は発行しません。
33	41	1				運営開始の遅延	貴市にご負担いただきます「損害、損失及び費用」には、合理的な範囲で金融費用が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）に関する質問に対する回答No. 15を参照ください。
34	41	1				運営開始の遅延	貴市の責めに帰すべき事由で運営開始が遅延する場合、事業者が増加費用が発生した場合の合理的な範囲で事業者が負担した増加費用には建設期間中の借入金等の金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）に関する質問に対する回答No. 15を参照ください。

木更津市新火葬場整備運営事業

■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	条	項	号	カナ等	別紙	項目名	質問	回答
35	41	2				運営開始の遅延	設計協議の難航や、設計内容の急変等により工事竣工日が遅れてしまうことは往々に起こります。やむを得ない事情による場合は遅延損害金支払義務を免除してもらえませんか。	市の帰責事由、法令変更及び不可抗力による場合にはそれぞれの条項の適用があります。
36	42	2				瑕疵担保責任	住宅品確法第94条は本件施設に適用されるわけではなく、同条の規定に準じて10年間とするという主旨でしょうか。	ご理解のとおりです。
37	50	2	(3)			本施設の修繕・更新	第三者又は原因者が特定できないものの事業者以外の者が及ぼした損害又は費用であることが容易に推測される場合で、保険適用ができない場合又は保険金額を損害額が超過した場合の費用負担は誰が負うことになりそうですでしょうか。	不可抗力条項の定めに従います。それ以外の場合は、事業者に負担していただきます。
38	50	3				本施設の修繕・更新	大規模修繕の実施が第三者又は原因者が特定できないものの事業者以外の者が及ぼした損害に起因することが容易に推測される場合であっても、大規模修繕を事業者の責任と費用負担において、実施しなくてはならないのでしょうか、ご教示ください。	本条3項ただし書の適用がある場合は除きます。
39	50	4				本施設の修繕・更新	大規模修繕の実施が事業者の責めに帰すべからざる場合は、施設供用業務の一部の遂行を中止した場合であっても、事業者には人件費等の経費が発生することから、サービス購入料の減額は免除してもらえませんか。	市の判断となります。
40	57					サービス購入料の減額	減額対象となるサービス購入料の減額は施設供用業務に係る対価の減額等との規定が御座いますが、対象となるサービス購入料はサービス購入料Dのみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	62	4				法令の変更及び不可抗力	市が不可抗力による損害について過大であると判断する、損害、損失又は費用に関する基準（上限額）は何かあるのでしょうか。	基準は設けません。
42	62	5	(2)			法令の変更及び不可抗力	市が承認する第三者への株式譲渡における譲渡価額は時価との理解でよろしいでしょうか。	基本協定書（案）に関する質問に対する回答No.1を参照ください。
43	63	2				特別措置によるサービス購入料の減額	特別な措置とは括弧書き以外でどのような事象を想定されておりますでしょうか。	個別具体の判断によります。
44	64	1	(1)			引渡日前の解除の効力	合格部分のうち事業者から所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡を受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行うことができるものとすると思いますが、現状での引渡しを行わない合理的な理由がない限り、貴市は施工済み部分の評価相当額を支払うと理解してよろしいでしょうか。	原則として支払うことを前提とした規定です。
45	64	1	(1)			引渡日前の解除の効力	「施設整備に要した費用の対価」とは、設計費、工事監理費、会社経費、金融費用等の出来高を構築する上で必要であった費用も含まれると理解してよろしいでしょうか。（同条同項2号3号についても同様）	合理的な範囲と認められる限りにおいて、ご理解のとおりです。
46	64	1				引渡日前の解除の効力	本件施設（出来形部分を含む）の出来形部分には、それまでに要したSPC設立費、保険料、金融費用等が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）に関する質問に対する回答No.45を参照ください。
47	64	1				引渡日前の解除の効力	「又はその両方を行うことができる」とありますが、合理的な判断に基づいてなされるとの理解でよろしいでしょうか。	市の判断は合理的になされます。
48	64	1	(1)			引渡日前の解除の効力	貴市に買受け又は支払いいただきます「その対価の支払債務」には、「その対価の支払債務」を構築するうえで必要であった費用（事前調査費、設計費、会社経費、会計監査費用、保険費用、金融費用、弁護士費用等）も合理的な範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）に関する質問に対する回答No.45を参照ください。
49	64	1	(1)			引渡日前の解除の効力	貴市が事業者から買い受ける対価に係る支払債務と違約金支払請求権・損害賠償請求権を相殺できると御座いますが、相殺を行う前に第9条各項規定の方法に則して貴市に違約金は支払われるかと存じます。その為、違約金支払請求権は除外していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

木更津市新火葬場整備運営事業

■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	条	項	号	カナ等	別紙	項目名	質問	回答
50	64	1	(2)			引渡日前の解除の効力	貴市に買受け又は支払いいただきます「その対価の支払債務」には、「その対価の支払債務」を構築するうえで必要であった費用（事前調査費、設計費、会社経費、会計監査費用、保険費用、金融費用、弁護士費用等）も合理的な範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）に関する質問に対する回答No.45を参照ください。
51	64	1	(2)			引渡日前の解除の効力	「施設整備に要した費用の対価を支払う」とは、実費精算するとの趣旨ですか。	ご理解のとおりです。
52	64	1	(2)			引渡日前の解除の効力	第59条又は第61条によって本契約が解除された場合、施設整備に要した費用の対価を支払うのではなく、所有権が帰属している部分を買受けする方法のみしてもらえませんか。	原案のとおりとします。
53	64	1	(3)			引渡日前の解除の効力	貴市に買受け又は支払いいただきます「その対価の支払債務」には、「その対価の支払債務」を構築するうえで必要であった費用（事前調査費、設計費、会社経費、会計監査費用、保険費用、金融費用、弁護士費用等）も合理的な範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）に関する質問に対する回答No.45を参照ください。
54	64	1	(3)			引渡日前の解除の効力	第62条によって本契約が解除された場合、施設整備に要した費用の対価を支払うのではなく、所有権が帰属している部分を買受けする方法のみしてもらえませんか。	原案のとおりとします。
55	65	4	(1)			引渡日後の解除の効力	「サービス購入料のうち未払いの施設整備費」とは、設計費、工事監理費、会社経費、金融費用等の出来高を構築するうえで必要であった費用も含まれると理解してよろしいでしょうか。（同条同項2号3号についても同様）	事業契約書（案）に関する質問に対する回答No.45を参照ください。
56	65	4	(4)			引渡日後の解除の効力	実施済の施設供用業務に係るサービス購入料であっても、未払いであれば市の支払義務は免除されてしまうのですか。	実備ベースでの精算義務は残ります。
57	66	1				損害賠償	損害賠償の計算において、消費税相当額は含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	66	1	(1)			損害賠償	施設整備費の10分の1に相当する額に消費税は含まれますでしょうか。	契約書において、「施設整備費（消費税及び地方消費税を含む。）」と修正します。
59	66	1	(2)			損害賠償	施設供用業務に係るサービス購入料総額の10分の1に相当する額に消費税は含まれますでしょうか。	契約書において、「サービス購入料総額（消費税及び地方消費税を含む。）」と修正します。
60	66	1	(2)			損害賠償	施設供用業務に係るサービス購入料総額とは、サービス購入料Dとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	67					保全義務	事業者の責めに帰すべからざる事由による解除であっても、事業者が自らの責任及び費用において、保全措置をとらなければならないのですか。	合理的なものに限ります。
62	70					公租公課の負担	法令変更は事業者側でコントロールできない項目です。その負担は「市と協議」ではなく、「市の負担」としてもらえませんか。	原案のとおりとします。
63	71	1				運営協議義務	市及び事業者が運営協議会を開催する際に、事業者に貸付を実施している金融機関が参加を希望した際は、ご検討いただくことは可能でしょうか。	直接協定の協議において検討します。
64	72					金融機関等との協議	直接協定の締結に関して、貴市は合理的な理由なしに当該締結を拒否しないと理解してよろしいでしょうか。	直接協定の内容を確認したうえで、判断します。
65	79	1				権利等の譲渡制限	貴市と事前に協議を行い、承諾を受けた場合、事業者は事業契約上の債権を担保提供することが可能と理解していますが、SPCに融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと考えるのでしょうか。	原則として承諾を与える想定ですが、融資契約及び担保権設定契約の内容を確認したうえで、判断します。
66	79	1				権利等の譲渡制限	貴市と事前に協議を行い、承諾を受けた場合、事業者は事業契約上の地位および権利義務を担保提供することが可能と理解していますが、SPCに融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと考えるのでしょうか。	事業契約書（案）に関する質問に対する回答No.65を参照ください。

木更津市新火葬場整備運営事業

■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	条	項	号	カナ等	別紙		項目名	質問	回答
67					別紙7	1	(1)	建設工事保険 保険金額が施設整備費とされており が、稼働準備費等も含まれます。建設工 事保険の対象となる工事の請負金額として よろしいでしょうか。	可とします。
68					別紙7			事業者等が付保 する保険 補償内容を網羅していれば、指定管理者賠 償責任保険等列挙されている保険以外でも よいですか。	可とします。
69					別紙7	2	(2)	普通火災保険 本施設の所有権は維持管理運営開始前に貴 市に移転するBOT型ですので、貴市にて共 済保険を付保するとの認識です。二重に火 災保険を付保することは、費用の増加要因 となりますので、削除の検討をお願いしま す。	原案のとおりとします。
70					別紙7	2	(2)	普通火災保険 BOT方式である本件であるが、別紙7の通り 本件施設について市を被保険者とした火災 保険につき事業者負担で火災保険を付保す る必要があるのでしょうか。	事業契約書（案）に関する質問に対する回答 No.69を参照ください。
71					別紙7	2	(2)	普通火災保険 貴市において共済等には加入せず、事業者 にて普通火災保険を付保するという理解で よろしいでしょうか。	市が共済に加入するか否かを問わず、事業契 約書（案）に定める普通火災保険に加入して ください。
72					別紙7	2	(2)	普通火災保険 貴市は共済保険に加入しますでしょうか。 また、事業者が加入する普通火災保険は、 事業者の責による火災を補償する内容でよ ろしいでしょうか。	前段については、未定です。 後段については、ご理解のとおりです。
73					別紙7	2	(2)	普通火災保険 被保険者として「市または事業者」となっ ているが、市への引渡物件以外に必要であ れば事業者所有の者を保険契約に含めてよ いという理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74					別紙8	2		不可抗力による 損害、損失及び 費用の負担割合 サービス購入料（D）は維持管理業務や運営業 務等の対価が合算されたものであり、仮に 維持管理業務で損失が発生したとして、運 営業務を含めたサービス購入料総額をリスク 分担の算定基礎とする場合は、事業者に過 大な負担を求めるものと考えます。損害、 損失及び費用が発生した場合、当該損害、 損失及び費用が発生した維持管理業務、運 営業務の各々についての事業年度において 支払われるべきサービス購入料の1%に至 るまでは事業者が負担する等と変更してい ただけませんか。	原案のとおりとします。
75					別紙14	4		法令変更による 費用の負担割合 法令の新設・変更は事業者側でコントロー ルできないリスクと考えます。コントロー ルできないリスクを事業者側で負うことは 大変困難です。リスク負担者の変更をして いただけませんか。	原案のとおりとします。